

令和5年6月8日招集

令和5年第5回琴浦町議会定例会

議案説明付属資料

議案第56号	琴浦町立小・中学校施設使用に関する条例の一部改正について……………	1
議案第57号	令和5年度琴浦町一般会計補正予算(第2号)……………	2
議案第58号	令和5年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)……………	11
議案第59号	令和5年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第1号)……………	12
議案第60号	令和5年度琴浦町水道事業会計補正予算(第1号)……………	13
議案第61号	令和5年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第1号)……………	14
議案第62号	財産の取得について(消防ポンプ自動車)……………	16
議案第63号	財産の取得について(除雪ドーザー)……………	17
議案第64号	琴浦町過疎地域持続的発展計画の変更について……………	18
議案第65号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて……………	72
議案第66号	琴浦町八橋財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて……………	74
議案第67号	琴浦町浦安財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて……………	74
議案第68号	琴浦町下郷財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて……………	74
議案第69号	琴浦町上郷財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて……………	75
議案第70号	琴浦町古布庄財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて……………	75

議案第 71 号 琴浦町成美財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて……………	76
---	----

令和5年6月定例議会 議案概要			担当課	社会教育課	種別	条例													
議案番号	議案第56号	議案名	琴浦町立小・中学校施設使用に関する条例の一部改正について																
目的	小・中学校の体育館の使用区分に「半面」を追加し、あわせてその使用料を定めるもの。																		
内容	<p>1 改正内容</p> <p>小・中学校施設は、学校教育に支障のない範囲で町民の使用に供することとしている。</p> <p>夜間と休日は、社会体育施設として町民等の使用を可としているが、体育館について、総合体育館及び農業者トレーニングセンターと同様の扱いとして、全面・半面の貸出しをしている。</p> <p>小・中学校施設使用に関する条例では、体育館の使用区分が「全面」のみとなっているため、他の体育館の取扱いと同様に「半面」の区分を設け、その使用料を定めるもの。</p> <p>2 改正後</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">使用料</th> <th colspan="2">1時間あたりの使用料</th> </tr> <tr> <th>町内者</th> <th>町外者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館(全面)</td> <td></td> <td>550円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>体育館(半面)</td> <td></td> <td><u>275円</u></td> <td><u>550円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線が改正箇所</p>						区分	使用料	1時間あたりの使用料		町内者	町外者	体育館(全面)		550円	1,100円	体育館(半面)		<u>275円</u>
区分	使用料	1時間あたりの使用料																	
		町内者	町外者																
体育館(全面)		550円	1,100円																
体育館(半面)		<u>275円</u>	<u>550円</u>																
補足事項	施行日 公布の日から施行																		

令和5年6月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算														
議案番号	議案第57号	議案名	令和5年度琴浦町一般会計補正予算(第2号)																	
目的	国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等を活用した物価高騰対策事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、生涯学習センター管理事業、農業体質強化基盤整備促進支援事業等を追加するほか、人事異動に伴う人件費の補正などを行うもの。																			
内容	1 補正額 [単位：千円] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,240,722</td> <td>167,652</td> <td>12,408,374</td> </tr> </tbody> </table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	12,240,722	167,652	12,408,374								
	補正前予算額	補正額	補正後予算額																	
	12,240,722	167,652	12,408,374																	
	2 主な追加内容 歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。 [単位：千円] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>款名称等</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>117,589</td> </tr> <tr> <td>県支出金</td> <td>△70,623</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>町債</td> <td>111,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,686</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>167,652</td> </tr> </tbody> </table>						款名称等	補正額	国庫支出金	117,589	県支出金	△70,623	繰入金	8,000	町債	111,000	その他	1,686	合計	167,652
	款名称等	補正額																		
	国庫支出金	117,589																		
	県支出金	△70,623																		
	繰入金	8,000																		
	町債	111,000																		
	その他	1,686																		
合計	167,652																			
歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。 【物価高騰対策事業（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業）】 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業総額</th> <th colspan="3">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金</th> <th>県補助金</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>115,828</td> <td>79,863</td> <td>386</td> <td>35,579</td> </tr> </tbody> </table>						事業総額	財源内訳			新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	県補助金	一般財源	115,828	79,863	386	35,579				
事業総額	財源内訳																			
	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	県補助金	一般財源																	
115,828	79,863	386	35,579																	
(1) 物価高騰対策町民支援商品券配付事業 [55,794千円] ア 事業説明 エネルギー・食料品等の価格上昇が続いていることから、物価高騰対策町民支援として、ことうら商品券を配付する。																				

イ 対象者

令和5年7月15日に琴浦町に住民票を有する町民（外国人含む）
（参考値：令和5年5月1日現在対象者 6,461世帯、16,270人）

ウ 支給額

1世帯あたり3千円と世帯員1人あたり2千円
（使用期限：令和5年12月31日）

エ 経費

物価高騰対策町民支援商品券配付事業委託料 [52,110千円]
内訳 ことうら商品券代 51,923千円
換金時振込手数料等 187千円
事務費（通信運搬費・印刷製本費・消耗品費） [3,684千円]

オ 財源

国庫支出金 [38,598千円]
一般財源 [17,196千円]

（2）酪農配合飼料価格高騰緊急支援事業 [45,000千円]

ア 事業説明

飼料価格が高騰し酪農家の経営を圧迫していることから、飼料代
の一部を補助し、緊急的に支援を行う。

イ 補助対象経費

1日1頭あたりの飼料価格又は上限額のどちらか低い額から基準
価格を減じた額に乳用牛（経産牛頭数）と日数を乗じて得た額

ウ 補助率

1/8

エ 経費

酪農配合飼料価格高騰緊急支援事業費補助金 [45,000千円]

オ 財源

国庫支出金 [31,050千円]
一般財源 [13,950千円]

（3）肉用牛肥育経営安定支援事業 [2,500千円]

ア 事業説明

飼料価格が高騰し肥育農家の経営を圧迫していることから、肉用牛
経営安定制度で経営補償されない部分の一部を補助し、緊急的に支援
を行う。

イ 補助対象経費

国の肉用牛経営安定制度（粗収益と生産コストの差額の90%を補償）で補償されない部分

ウ 補助率

1 / 4

エ 経費

肉用牛肥育経営安定支援事業補助金 [2,500 千円]

オ 財源

国庫支出金 [1,811 千円]

一般財源 [689 千円]

(4) 漁業者等電気価格高騰対策支援事業 [200 千円]

ア 事業説明

電気価格の高騰により経営上の影響を受けた漁業者の事業継続を支援するため、漁業協同組合の施設（荷さばき所、製氷機、貯氷庫、鮮魚冷蔵庫など）の電気料金に対して支援する。

イ 経費

漁業者等電気価格対策支援事業交付金 [200 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [138 千円]

一般財源 [62 千円]

(5) 国営造成施設等電気価格高騰対策支援事業 [831 千円]

ア 事業説明

東伯地区土地改良区連合が受託管理している国営造成施設等について、電気価格高騰の影響を受けていることから国の補助金対象とならない電気価格高騰分に対して支援する。

イ 経費

国営造成施設等電気価格高騰対策支援事業補助金 [831 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [575 千円]

一般財源 [256 千円]

(6) 医療・社会福祉施設物価高騰対策支援事業 [10,730 千円]

ア 事業説明

医療機関、社会福祉施設においては、物価高騰で光熱費や食材費の負担が増えている一方、収入は原則公定価格であり、高騰分を価格転嫁できない状況であることから支援金により事業の継続を図る。

イ 経費

医療・社会福祉施設物価高騰対策支援金 [10,730 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [7,423 千円]

一般財源 [3,307 千円]

(7) 燃油高騰対策特別金融支援事業 [773 千円]

ア 事業説明

エネルギー・原材料価格高騰に起因する融資に係る利子を3年間補助することにより中小企業の負担軽減を図る。

イ 経費

令和5年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業補助金 [773 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [268 千円]

県支出金 [386 千円]

一般財源 [119 千円]

【一般事業】

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種事業 [30,642 千円]

ア 事業説明

国の方針に沿い、新型コロナウイルスワクチンの秋冬接種実施に必要な経費を追加する。

イ 経費

新型コロナウイルスワクチン接種実施委託料 [20,948 千円]

新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援補助金 [2,400 千円]

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保委託料 [1,260 千円]

事務費（通信運搬費・印刷製本費） [1,954 千円]

人件費（会計年度任用職員報酬・期末手当等） [3,958 千円]

人件費（職員時間外勤務手当） [122 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [30,642 千円]

(2) 生涯学習センター管理事業 [16,710 千円]

ア 事業説明

生涯学習センター4階第2展示ホールの天井の修繕と空調の配管保温を行う。また、経年劣化による施設全体の空調設備の更新と、自動ドアの取替に係る設計を行う。

イ 経費

生涯学習センター4階第2展示ホール天井・保温復旧修繕料 [193 千円]

生涯学習センター空調改修詳細設計委託料 [16,517 千円]

ウ 財源

町債 [16,500 千円]

一般財源 [210 千円]

(3) 農業体質強化基盤整備促進支援事業 [15,000 千円]

ア 事業説明

安定した耕作を図るため森藤地区に畑かん整備を行う。

イ 経費

森藤地区畑かん整備測量設計業務委託料 [3,000 千円]

森藤地区畑かん新設工事 [12,000 千円]

ウ 財源

県支出金 [11,250 千円]

地元負担金 [750 千円]

町債 [2,700 千円]

一般財源 [300 千円]

(4) 農村整備事業 [1,700 千円]

ア 事業説明

農道橋(岩船橋)修繕工事实施にあたり安全性を確保するため、仮設工事・伐採工事及び支障物移転補償費にかかる経費を追加する。

イ 経費

農道橋橋梁修繕工事 [1,000 千円]

支障物移転補償金 [700 千円]

ウ 財源

一般財源 [1,700 千円]

(5) 野菜振興対策事業 [323 千円]

ア 事業説明

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業負担金について、対象品目である白葱、ブロッコリー、ミニトマトの平均販売価格が補償基準を下回り、補給金の交付が生じた。このため令和4年度の補給額がこれまでの積立額を上回り、令和5年度積立額の増額が必要となるため、町負担分の積立額を増額する。

イ 経費

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業負担金 [323 千円]

ウ 財源

一般財源 [323 千円]

(6) 町道等改良整備事業 [12,659 千円]

ア 事業説明

町道野井倉市内線は、法面に岩塊が多く露出しており、平時より落石や斜面崩壊が発生していることから、道路改良（法面对策）工事により、道路の安全を確保する。

イ 経費

町道野井倉市内線道路改良工事（2工区） [12,659 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [6,962 千円]

町債 [5,600 千円]

一般財源 [97 千円]

(7) 空き家対策事業 [4,500 千円]

ア 事業説明

危険空き家以外の除却に対する補助金について30件分を増額し、危険空き家発生の未然防止と地域の環境保全促進を図る。

イ 補助金額及び補助率

上限150千円/件（補助率4/5）

ウ 経費

空き家除却費用補助金 [4,500 千円]

エ 財源

一般財源 [4,500 千円]

(8) 一向平キャンプ場管理事業 [180 千円]

ア 事業説明

一向平キャンプ場水風呂設置を検討し基本計画を作成するにあたり様々な意見を集約するとともに、専門家（設計士）の目線からアドバイスをもらう。

イ 経費

一向平キャンプ場水風呂設置基本計画作成支援委託料 [180 千円]

ウ 財源

一般財源 [180 千円]

(9) 分庁舎管理事業 [3,440 千円]

ア 事業説明

分庁舎非常用発電機更新工事について仮設発電機の設置、庁舎内配線の変更及び技術者単価の改定に伴い、工事費及び委託料を増額する。

イ 経費

分庁舎非常用発電機更新工事 [3,011 千円]

分庁舎非常用発電機工事監理委託料 [429 千円]

ウ 財源

町債 [3,500 千円]

一般財源 [△60 千円]

(10) ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業 [2,530 千円]

ア 事業説明

技術者単価の改定に伴い、工事監理委託料を増額する。林業・木材産業成長産業化促進対策事業費補助金の事業計画が不採択となったため、財源の組替を行う。

イ 経費

ふなのえこども園・成美地区公民館建築工事監理委託料 [2,530 千円]

ウ 財源

県支出金 [△83,462 千円]

町債 [85,900 千円]

一般財源 [92 千円]

(11) 子どもの遊び場環境整備事業 [1,500 千円]

ア 事業説明

ポート赤碕ふれあい広場のリニューアル工事に伴い広場内の植栽を撤去した結果、通路の側溝が顕在化したため、利用者の転落防止対策として側溝に床板を設置するとともに、利便性を向上させるためベンチを設置する。

イ 経費

赤碕ふれあい広場床板設置工事 [1,200 千円]

備品購入費 [300 千円]

ウ 財源

一般財源 [1,500 千円]

(12) 社会保障生計調査事業 [104 千円]

ア 事業説明

全国で実施する社会保障生計調査について、令和5年度本町福祉事務所が該当となり、調査に必要な経費を追加し調査を実施する。

イ 経費

報償費 [82 千円]

消耗品費 [22 千円]

ウ 財源

県支出金 [103 千円]

一般財源 [1 千円]

(13) 下水道事業繰出金 [8,116 千円]

ア 事業説明

赤碕浄化センターの機器故障による修繕費について繰出金を追加するほか、人事異動に伴う人件費について繰出金を追加する。

イ 経費

下水道事業繰出金（事業費の補正によるもの） [840 千円]

下水道事業繰出金（人件費の補正によるもの） [7,276 千円]

ウ 財源

一般財源 [8,116 千円]

	<p>(14) 人件費に係る補正 [△38,347 千円]</p> <p>ア 事業説明 人事異動に伴う人件費の補正を行うもの。</p> <p>イ 経費 一般会計所属職員の本給、扶養手当等 [△46,033 千円] 会計年度任用職員報酬、期末手当等 [397 千円] 特別会計・公営企業会計繰出金(人件費分) [7,289 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源 [△38,744 千円] 諸収入(後期高齢者医療広域連合事業費補助金) [397 千円]</p>
補足事項	

令和5年6月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算						
議案番号	議案第58号	議案名	令和5年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)									
目的	職員の異動に伴う人件費の補正及び会計年度任用職員の雇用条件変更に伴う補正を行うもの。											
内 容	<p>1 補正額 [単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,014,493</td> <td>223</td> <td>2,014,716</td> </tr> </tbody> </table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	2,014,493	223	2,014,716
	補正前予算額	補正額	補正後予算額									
2,014,493	223	2,014,716										
<p>2 主な計上内容</p> <p>(1) 総務費 [△14千円]</p> <p>ア 事業説明 職員の異動に伴い減額補正を行うもの。</p> <p>イ 経費 一般管理費 共済組合負担金 [△14千円]</p> <p>ウ 財源 一般会計繰入金(職員給与費等繰入金) [△14千円]</p> <p>(2) 保健事業費 [237千円]</p> <p>ア 事業説明 欠員となっている会計年度任用職員(保健師)を確保するため、雇用条件の変更(週3日→週5日勤務)を行うもの。</p> <p>イ 経費 保健事業費 報酬 [192千円] 職員手当 [40千円] 旅費 [5千円]</p> <p>ウ 財源 県支出金(特別調整交付金分) [237千円]</p>												
補足事項												

令和5年6月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第59号	議案名	令和5年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第1号)			
目的	職員の異動に伴う人件費の増額補正を行うもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	2,213,500		164		2,213,664	
内 容	2 主な計上内容					
	(1) 総務費 [223千円]、地域支援事業費 [△9千円]、予備費 [△50千円]					
	ア 事業説明					
	職員の異動に伴う人件費の増額補正を行うもの。					
	イ 経費					
	(ア) 一般管理費 [△21千円]					
	(イ) 包括支援センター運営費 [244千円]					
	(ウ) 介護予防把握事業 [△9千円]					
	(エ) 予備費 [△50千円]					
	ウ 財源					
	(ア) 国庫支出金 [92千円]					
	(イ) 支払基金交付金 [△3千円]					
	(ウ) 県支出金 [48千円]					
	(エ) 繰入金 [27千円]					
補足事項						

令和5年6月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第60号	議案名	令和5年度琴浦町水道事業会計補正予算(第1号)		
目的	水源地の取水流量計等の修繕費及び研修費の増額、人事異動に伴う人件費の減額を行うもの。				
内 容	1 補正額				
	■収入				単位：千円
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
	収益的収入	326,971	0	326,971	
	資本的収入	150,200	0	150,200	
	■支出				単位：千円
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
	収益的支出	291,336	△1,767	289,569	
	資本的支出	305,521	0	305,521	
	2 主な計上内容				
(1) 支出 収益的支出[△1,767千円]					
ア 事業説明					
水源地の取水流量計等の修繕費及び水道技術管理者資格取得にかかる費用の増額、人事異動に伴う人件費の減額を行う。					
イ 経費					
営業費用：△1,767千円					
原水及び浄水費 1,892千円					
配水及び給水費 △3,675千円					
総係費 16千円					
ウ 財源					
一般財源：△1,767千円					
補足事項					

令和5年6月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第61号	議案名	令和5年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第1号)			
目的	人事異動に伴う人件費の補正及び事業費の補正を行うもの。					
内 容	1 補正額					
	(1) 収入 単位：千円					
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額		
	収益的収入	925,109	8,116	933,225		
	資本的収入	402,896	△39,440	363,456		
	(2) 支出 単位：千円					
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額		
	収益的支出	921,323	8,116	929,439		
	資本的支出	687,438	△42,958	644,480		
	2 主な計上内容					
(1) 収入 収益的収入[8,116千円]						
ア 事業説明						
人事異動に伴う人件費の補正及び事業費の補正を行うもの。						
イ 経費						
(ア) 営業収益[480千円]						
・他会計負担金[480千円]						
(イ) 営業外収益[7,636千円]						
・他会計補助金[7,636千円]						
(2) 収入 資本的収入[△39,440千円]						
ア 事業説明						
社会資本整備総合交付金の内示による減額及び補助事業から単独事業への振替対応を行うもの。						
イ 経費						
(ア) 企業債[△6,600千円]						
・下水道事業債[△3,300千円]						
・過疎対策事業債[△3,300千円]						
(イ) 国庫補助金[△34,840千円]						
・社会資本整備総合交付金[△34,840千円]						

	<p>(3) 支出 収益的支出[8,116 千円]</p> <p>ア 事業説明 人事異動に伴う人件費の補正及び赤碕浄化センターの機器故障による補正を行うもの。</p> <p>イ 経費 営業費用[8,116 千円] (ア) 管路費[2,129 千円] (イ) 処理場費[840 千円] (ウ) 総係費[5,147 千円]</p> <p>ウ 財源 一般会計繰入金 8,116 千円</p> <p>(4) 支出 資本的支出[△42,958 千円]</p> <p>ア 事業説明 社会資本整備総合交付金の内示に伴う事業費の減額補正を行うもの。</p> <p>イ 経費 建設改良費[△42,958 千円]</p>
補足事項	

令和5年6月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	その他																
議案番号	議案第62号	議案名	財産の取得について（消防ポンプ自動車）																		
目的	消防ポンプ自動車を購入するにあたり、財産の取得について、議会の議決を得るもの。																				
内容	<p>琴浦町消防団第6分団の消防ポンプ自動車は、平成14年に導入したものであるが、20年以上経過し、老朽化が進んでいる。</p> <p>消防ポンプ自動車の購入契約を締結するにあたり、財産の取得について、議会の議決を得るものである。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 取得財産</td> <td>消防ポンプ自動車</td> </tr> <tr> <td>2 入札日</td> <td>令和5年5月25日</td> </tr> <tr> <td>3 落札金額</td> <td>29,370,000円</td> </tr> <tr> <td>4 受注者</td> <td>有限会社 岩谷ポンプ</td> </tr> <tr> <td>5 納期限</td> <td>令和6年3月28日</td> </tr> <tr> <td>6 契約方法</td> <td>指名競争入札</td> </tr> <tr> <td>7 入札業者数</td> <td>3社</td> </tr> <tr> <td>8 落札率</td> <td>98.6%</td> </tr> </table>					1 取得財産	消防ポンプ自動車	2 入札日	令和5年5月25日	3 落札金額	29,370,000円	4 受注者	有限会社 岩谷ポンプ	5 納期限	令和6年3月28日	6 契約方法	指名競争入札	7 入札業者数	3社	8 落札率	98.6%
1 取得財産	消防ポンプ自動車																				
2 入札日	令和5年5月25日																				
3 落札金額	29,370,000円																				
4 受注者	有限会社 岩谷ポンプ																				
5 納期限	令和6年3月28日																				
6 契約方法	指名競争入札																				
7 入札業者数	3社																				
8 落札率	98.6%																				
補足事項																					

令和5年6月定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第63号	議案名	財産の取得について（除雪ドーザー）			
目的	除雪ドーザーを購入するに当たり、財産の取得について、議会の議決を得るもの。					
内容	<p>町道別所中線ほか7路線（琴浦町松谷）を除雪対象とする除雪ドーザーは、昭和60年に導入したものであるが、38年を経過し、老朽化が進んでいる。</p> <p>除雪ドーザーの購入契約を締結するに当たり、財産の取得について、議会の議決を得るものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取得財産 除雪ドーザー 2 入札日 令和5年5月16日 3 落札金額 23,100,000円 4 受注者 有限会社 吉村オートサービス 5 納期限 令和6年3月29日 6 契約方法 指名競争入札 7 入札業者数 1社 8 落札率 83.0% 					
補足事項						

令和5年6月議会 議案概要			担当課	企画政策課	種別	その他
議案番号	議案第64号	議案名	琴浦町過疎地域持続的発展計画の変更について			
目的	過疎対策事業債を活用し事業を実施するため、琴浦町過疎地域持続的発展計画を変更するもの。					
内容	<p>1 主な変更内容</p> <p>(1) 事業名（施設名）等の追加 重要変更 追加する事業</p> <p>【7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進】 （事業名）健康づくり （事業内容） スポーツ・運動推進事業 を追加 谷川コンディショニングコーディネーターへの委託事業に過疎対策事業債(ソフト事業)を充当</p> <p>【9 教育の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（事業名）学校教育関連施設 校舎 （事業内容） エアコン更新事業、防火設備改修事業 を追加 エアコン更新事業…（R5）浦安小学校 他 防火設備改修事業…（R5）赤碕中学校 上記2事業に過疎対策事業債(ハード事業)を充当 ・（事業名）学校教育関連施設 屋内運動場 （事業内容） 体育館改修事業 を追加 今後に見込まれる体育館改修を追加 <p>(2) 事業内容の追加・修正等 軽微変更 令和5年度実施事業内容に伴い追加・修正</p> <p>【2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住支援事業、定住促進事業を移住・定住支援事業に統合 ・空き家リフォーム事業補助金を賃貸物件リフォーム事業補助金に修正 ・空き家購入補助金を追加 ・若者・子育て世帯新築奨励金を追加 <p>【3 産業の振興】 一向平キャンプ場森林体験・交流センター整備事業、事業承継・引継ぎ啓発事業を追加</p> <p>【5 交通施設の整備、交通手段の確保】 おもだった町道、道路施設等維持修繕事業名称、橋梁修繕事業名称を追</p>					

	<p>加・修正</p> <p>【6 生活環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道更新事業（公共下水道・特定環境保全公共下水道）の名称を修正 ・簡易水道事業経営認可業務を追加 <p>【8 医療の確保】</p> <p>特別医療費助成事業を追加</p> <p>【9 教育の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八橋地区公民館整備、文化センター施設整備を追加 ・進学奨励金給付事業を進学・就学支援事業に修正 <p>(3) 文言の修正</p> <p>2 計画変更の詳細</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琴浦町過疎地域持続的発展計画（変更案）（別添資料） <p>3 根拠法</p> <p>○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号） （過疎地域持続的発展市町村計画）</p> <p>第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第1項及び前2項の規定は、市町村計画の変更について準用する。</p>
補足事項	

琴浦町過疎地域持続的発展計画(変更案)

(令和3年度～令和7年度)

琴 浦 町

令和3年9月28日 策定
令和4年4月28日 第1回変更
令和4年9月26日 第2回変更
令和5年6月 日 第3回変更

【目次】

1 基本的な事項

(1) 琴浦町の概況	・・・ 1
(2) 人口及び産業の推移と動向	・・・ 3
(3) 行財政の状況	・・・ 5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	・・・ 7
(5) 地域の持続的発展の基本目標	・・・ 8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	・・・ 8
(7) 計画期間	・・・ 8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 9

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点	・・・ 10
(2) その対策	・・・ 11
(3) 計画	・・・ 12
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 13

3 産業の振興

(1) 現状と問題点	・・・ 14
(2) その対策	・・・ 16
(3) 計画	・・・ 18
(4) 産業振興促進事項	・・・ 19
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 20

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点	・・・ 21
(2) その対策	・・・ 21
(3) 計画	・・・ 22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 22

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点	・・・ 23
(2) その対策	・・・ 24
(3) 計画	・・・ 25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 27

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点	・・・ 28
(2) その対策	・・・ 30
(3) 計画	・・・ 32
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 34

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)現状と問題点	・・・ 3 5
(2)その対策	・・・ 3 5
(3)計画	・・・ 3 6
(4)公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 3 7
8 医療の確保	
(1)現状と問題点	・・・ 3 8
(2)その対策	・・・ 3 8
(3)計画	・・・ 3 8
(4)公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 3 9
9 教育の振興	
(1)現状と問題点	・・・ 4 0
(2)その対策	・・・ 4 1
(3)計画	・・・ 4 2
(4)公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 4 3
10 集落の整備	
(1)現状と問題点	・・・ 4 5
(2)その対策	・・・ 4 5
(3)計画	・・・ 4 6
(4)公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 4 6
11 地域文化の振興等	
(1)現状と問題点	・・・ 4 7
(2)その対策	・・・ 4 7
(3)計画	・・・ 4 8
(4)公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 4 8
12 再生可能エネルギーの利用の促進	
(1)現状と問題点	・・・ 4 9
(2)その対策	・・・ 4 9
(3)計画	・・・ 4 9
(4)公共施設等総合管理計画との整合	・・・ 4 9

1 基本的な事項

(1) 琴浦町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、2004年（平成16年）9月1日に旧東伯町と旧赤碕町が合併してできた町で、鳥取県のほぼ中央に位置し、東西15.2km、南北18.5km、総面積は139.97 km²である。南は大山山麓大地と急峻な山地、北に向かうにしたがって緩やかになり、町内を南北に流れる加勢蛇川及び勝田川の流域を中心に平野部が広がっている。

日本海側は、商工業、中部は県下有数の生産・販売数を誇る農業地帯が広がり、南側は大山滝、船上山などで知られる風光明媚な中山間地となっている。丘陵地帯は、普通畑や樹園地として耕作されているほか、山林資源も豊富。東西に延びる海岸線は、単調ながらも遠浅で岩礁が多く、魚類の生息と海藻の繁茂に適しており、沿岸漁場として県内屈指の水揚げを誇っている。

白鳳時代創建の山陰を代表する法隆寺式伽藍配置の寺院跡である「斎尾廃寺跡」は、遺構の残存状況が良好であることなどから山陰地方で唯一の国指定特別史跡に指定されている。

船上山では平安初期頃から山岳仏教が栄え、大山、三徳山とともに伯耆三嶺と呼ばれる修験道の霊場であった。1333年、元弘の乱により流罪とされていた後醍醐天皇は隠岐の島を脱出して船上山にて挙兵。船上山の戦いで幕府方の軍勢を退け「建武の新政」の礎となった。

本町の社会的条件として、JR山陰本線の浦安、八橋、赤碕の3駅を中心とした市街地が広がっており、海側の旧道沿いには古くからの街並みを残す。国道9号、山陰道が通っており、同じ鳥取県中部地区の倉吉市はもちろん、西部地区の米子市とも生活上の関わりが深い。

主な公共施設として高等特別支援学校1校、中学校2校、小学校5校、こども園・保育園が7園存在する。社会教育施設として地区公民館が9館設置しているほか、文化センター2館も設置している。ホールや図書館、会議室を有するまなびタウンとうはく、赤碕地域コミュニティーセンターも地域の交流施設として機能している。

イ 過疎の状況

本町の人口は、1985年頃から減少に転じて以降、減少傾向が続いている。なお、世帯数については、ほぼ横ばい状態となっており、人口減少と照らし合わせると核家族化、単身化が進行しているといえる。

2021年時点の住民基本台帳における人口は16,858人、高齢化率は37.0%だが、10年後の2031年には14,493人に、高齢化率では40%になる推計となっている。

少子化も進んでおり、こども園や小学校の統合が進んでいる。町内に8校の小学校が存

在していたが、2014年に5校となった。また、11園存在していたこども園・保育園も、7園となっている。未就学児及び入園児数の減少だけでなく、園舎の老朽化や保育士不足が課題となっており、今後の園舎建て替えが計画されている。

施設面でも、まなびタウンとうはく、赤碕地域コミュニティーセンターが地域活動の拠点として機能してきたが、施設の老朽化が進んでおり設備等の更新が必要となっている。

本町に分譲住宅地として、槻下住宅団地（91戸）、きらりタウン赤碕（174戸）を整備し、定期借地権の設定、定住奨励金の支給や町営墓地の無償貸与等の取り組みを行ってきた。山陰道のインターチェンジからも近い立地を活かし、町内外からの新築家屋建設が進んでいる。一方で、近年は空き家の問題が深刻になっている。中山間地域だけでなく、特に海に面した旧道沿いの地域には家屋が密集しており、今後空き家の増加が予想される。

2019年（令和元年）には、地域住民や事業者の利便性向上及び利用者のニーズに対応できるよう「しごとプラザ琴浦」を開所し、各種相談・職業紹介及び事業所支援を行い、雇用拡大に繋げてきた。

過疎地域のコミュニティ存続も課題となっており、古布庄地区と以西地区、安田地区では集落支援員を配置し活動するとともに、地域振興協議会の立ち上げによる地域活動の振興にも取り組んできた。しかし、人口減少による担い手不足により今までの活動を維持することが困難な状況となっており、住民自治による持続可能な地域を目指し、地区公民館の社会教育機能も併せ持つ新たな地域コミュニティの検討を進めている。

地域交通の現状も厳しいものとなっている。運転手の不足、利用者の減少と経費の増加、高齢者の移動ニーズの変化により、特に中山間地域を中心とした公共交通の維持が困難となっている。スクールバスへの一般客の混乗や便数・ルートの見直しによるバスの効率的な運行のほか、共助交通の推進も含めた地域交通のあり方の検討の必要に迫られている。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県総合計画等における位置付け等を踏まえた市町村の社会経済的発展の方向の概要

本町の農業産出額は、長らく鳥取市、大山町に次ぐ県内第3位で2014年（平成26年）は86億3千万円であったが、2019年（令和元年）は120億円（2019年生産農業所得統計）で、県内第2位となった。この中で約7割を畜産部門が占め増加傾向にある一方で、耕種部門は逆に減少傾向となっている。

平野部では広大な水田が広がり水稻耕作が中心となっている。丘陵地帯では以前から梨を中心とした果樹生産が盛んに行われてきたほか、畑地帯では、芝生、牧草、施設園芸などの生産が行われている。野菜では、特にミニトマトやブロッコリー等の生産が多く、また、畜産も盛んに行われている。

漁業では県中部地域最大の湾港である赤碕港等の港湾があり、県内屈指の好漁場となっている。沿岸漁業のみで構成されており、刺網漁業、釣り漁業、採貝・採藻漁業の水揚

げが主体となっている。また、近年ギンザケ等の陸上養殖が開始されるなど、新しい水産業の動きもみられる。

商工業については、県内町村ではトップの生産・出荷高ならびに事業所数を誇っており、中でも生産数が多い産業は食料品で、全国平均より圧倒的に高く、強みのある分野となっている。駅周辺や国道9号沿いを中心に食品関係や建設業、運送業等の商工業の事業所が集中している。

2011年（平成23年）には山陰道が開通し、鳥取市や米子市等へのアクセスが格段に向上した。山陰道の開通を機に、観光分野では本町の強みとして食のブランド化に取り組んできた。2019年（平成31年）4月には「道の駅琴の浦」に新たなインターチェンジが開通し、観光案内所とともに琴浦観光の玄関口としての機能強化を図っており、国道9号沿いの道の駅ポート赤碕とも連携して、2カ所の道の駅が本町の観光の拠点となっている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

前述の通り、本町の人口は、1985年頃から減少に転じて以降、減少傾向が続いている。なお、世帯数については、ほぼ横ばい状態となっており、人口減少と照らし合わせると核家族化、単身化が進行しているといえる。

2021年（令和3年）時点における人口は16,858人、高齢化率は37.0%だが、10年後の2031年（令和13年）には14,493人に、高齢化率では40%になる推計となっている。

年齢別に見ると、これまで増加傾向にあった65歳以上の高齢人口についても、団塊の世代が70歳台に突入し、2021年（令和3年）から減少に転じている。また、15歳から64歳までの生産年齢人口についても減少する傾向が継続する。

また、合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は、2015年（平成27年）は1.66人、2020年（令和2年）には1.39となり年少人口は年々減少している。出生数は減少しているが、死亡数も減少しており、自然減の減少幅は横ばいが続いている。

本町の大きな課題として、20代・30代における流出超過がある。流出は高校卒業後世代を中心に始まっており、その後も50代前半まで流出傾向が続いている。特に子育て世代にあたる女性の流出超過は、少子化を呼ぶといった悪循環が生じている。「結婚・出産・子育て」の各段階に応じた切れ目のない支援体制の充実を図り、また現状の子連れ世帯の流入傾向を維持しつつ、20代・30代を中心とした若年層の転出抑制と、UJIターン者の増加を同時に進める必要がある。

人口動態の見通しとしては、今後若年層を中心に人口流出が続くため、高齢化率は緩やかな上昇傾向となる。人口総数は右肩下がりととなり、下げ止まりが見えない状態となる。2060年（令和42年）には現在の人口から約48%減の約8,800人まで減少する予測となっている。

本町における就業者数は、人口の減少に伴って減少傾向にある。特に第1次産業に関していえば、就業者数が2005年（平成17年）の2,455人から10年後の2015年（平成27

年)には1,982人に減少している。また、就業者全体に占める第1次産業の割合は、2005年(平成17年)の23.8%から2015年(平成27年)の21.8%へ低下している。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	1975年 (昭和50年)	1990年 (平成2年)		2005年 (平成17年)		2015年 (平成27年)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 22,030	人 21,736	% △1.3	人 19,499	% △10.3	人 17,416	% △10.7
0歳～14歳	4,755	4,044	△15.0	2,656	△34.3	2,160	△18.7
15歳～64歳	14,527	13,599	△6.4	11,203	△17.6	9,159	△17.9
うち 15歳～29歳(a)	4,281	3,267	△23.7	2,580	△21.0	1,916	△15.7
65歳以上(b)	2,748	4,093	48.9	5,638	37.7	5,987	6.2
(a)/総数 若年者比率	% 19.4	% 15.0	—	% 13.2	—	% 11.0	—
(b)/総数 高齢者比率 (2021年)	% 12.5	% 18.8	—	% 28.9	—	% 34.4	—

表 1-1(2) 人口の見通し(1)

(人)

区分	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)
総数	17,189	16,126	15,032	13,897	12,760	11,663
0歳～14歳	2,049	1,885	1,708	1,598	1,449	1,389
15歳～64歳	8,925	8,039	7,432	6,785	6,114	5,539
65歳以上	6,215	6,203	5,892	5,513	5,147	4,735

区分	2050年 (令和32年)	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)
総数	10,638	9,718	8,869
0歳～14歳	1,261	1,142	1,041
15歳～64歳	4,965	4,533	4,178
65歳以上	4,413	4,044	3,650

(出典) 琴浦町、(一社) 持続可能な地域社会総合研究所による独自推計

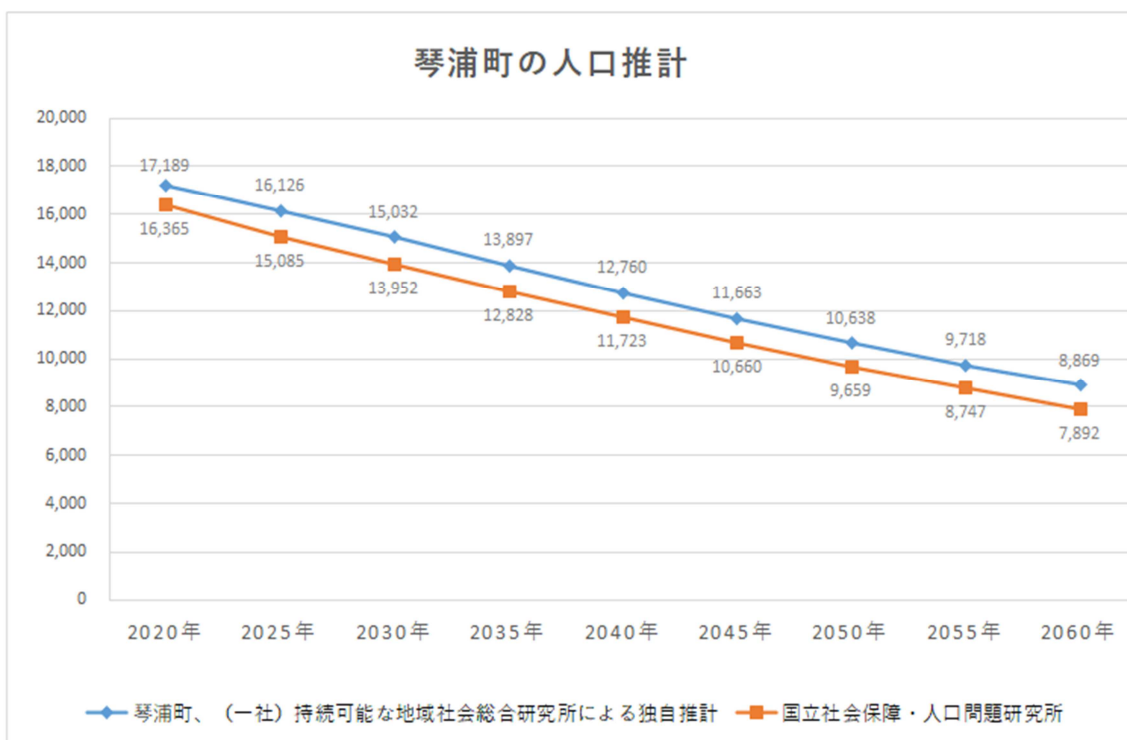
表 1-1(3) 人口の見通し(2)

(人)

区分	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)
総数	16,365	15,085	13,952	12,828	11,723	10,660
0歳～14歳	1,979	1,728	1,555	1,382	1,253	1,123
15歳～64歳	8,356	7,356	6,620	6,069	5,333	4,781
65歳以上	6,030	6,001	5,776	5,377	5,137	4,755

区分	2050年 (令和32年)	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)
総数	9,659	8,747	7,892
0歳～14歳	1,015	929	821
15歳～64歳	4,230	3,770	3,494
65歳以上	4,414	4,048	3,577

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成を加工



(3) 行財政の状況

本町は、2004年(平成16年)の合併以降、新町まちづくり計画、総合計画に基づき主要な道路整備や山陰道の開通に合わせた道の駅の建設などに積極的に取り組んできた。

これらのインフラ等の整備のため地方債の発行を重ねたことで普通会計の地方債残高は、平成 25 年度末で合併以降 30.7 億円増加し 160.6 億円にまで達した。一方、合併による職員数の見直しにより約 6 億円の人件費の抑制を図るとともに、地方債の繰上償還による将来負担の削減への取組を行ってきた。

人口減少対策として地方創生総合戦略をはじめとする定住施策などに取り組むものの依然として総人口は減少傾向にある。人口減少による影響は、町の歳入面にも影響を与え、地方税では、三位一体改革に基づく税制改正により平成 20 年度に 19 億円であったものが、人口減少などの影響を受け、令和 2 年度決算において、17 億円にまで減少した。そのため、地方公共団体の財政力を示す財政力指数は、平成 20 年度の 0.38 より 0.07 ポイント低下し、令和 2 年度は 0.31 となった。

確実に日本全体の人口減少は進むことから、本町の人口減少も進むことが予測され、歳入面においては、今後も地方税、地方譲与税、普通交付税などの主要な歳入は減少することが見込まれる。

また、歳出面においては、人口減少に合わせて高齢化が進むことが見込まれており、今後の社会保障費の予算に占める割合は大きくなる見込みである。また、公共施設の老朽化は、喫緊の課題となっており、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な延床面積の削減と施設の更新を行う必要がある。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

(千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	10,496,924		
一般財源	6,257,147		
国庫支出金	1,075,063		
都道府県支出金	792,096		
地方債	1,592,624		
うち過疎対策事業債	—		
その他	779,994		
歳出総額 B	10,252,407		
義務的経費	4,063,641		
投資的経費	1,755,241		
うち普通建設事業	1,746,075		
その他	4,433,525		
過疎対策事業費	—		
歳入歳出差引額 C (A - B)	244,517		
翌年度へ繰越すべき財源 D	112,924		
実質収支 C - D	131,593		

財政力指数	0.36	0.33	0.31
公債費負担比率	16.4	17.8	19.8
実質公債費比率	16.4	12.0	14.2
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	87.3	88.4	96.9
将来負担比率	160.5	122.3	118.6
地方債現在高	14,570,725	15,271,198	12,734,708

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改良率 (%)	—	—	—	62.8	65.5
舗装率 (%)	—	—	—	88.8	89.5
農 道					
延長 (m)	—	—	—	105,613	83,848
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	32.4	32.8
林 道					
延長 (m)	33,492	44,008	44,428	44,572	44,572
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	339.62	425.93	428.25	414.80	414.80
水道普及率 (%)	—	—	—	98.7	99.6
水洗化率 (%)	—	—	—	66.6	84.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	181	90

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町の持続的発展の基本方針として、「琴浦まちづくりビジョン（第3次琴浦町総合計画）」の将来像「ひとが輝く、豊かな自然と食のまち琴浦」を目指し以下の6つの政策に取り組む。

1 新しいひとの流れをつくりだす共生のまちづくり

- ・地域課題を自らの力で解決する地域共生社会の形成
- ・少子高齢化対策として子育て支援、移住定住策、関係人口、住宅政策の推進

- 2 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり
 - ・ふるさとへの愛着を深めるため、子どもと大人への地域に根付いた学びと体験の推進
 - ・ICTを活用した個別最適な指導により誰ひとり取り残されない教育の実践
- 3 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり
 - ・町民一人ひとりが生きがいをもって社会と関わり心身ともに充実する生活環境づくり
 - ・若年層からの健康づくりによる疾病・介護予防と健康寿命の底上げ
- 4 魅力ある産業が生み出す地域経済好循環のまちづくり
 - ・自然と食を活かした一次産業を基盤とした産業振興
 - ・事業承継、起業・創業の推進による町内商工業者の安定経営と持続的発展
 - ・自然と食と観光を掛け合わせによる交流人口の増加と地域経済好循環の実現
- 5 安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり
 - ・再生可能エネルギーの活用やごみ減量化・リサイクル推進による脱炭素社会の実現
 - ・公共インフラ整備と地域防災体制の確立による災害に強いまちづくり
 - ・公共施設の集約・複合化による機能向上と長寿命化
- 6 町民の声が届き、ともに創る未来のまちづくり
 - ・まちづくりに関わる町民、企業などとの双方向の情報共有
 - ・すべての人がともに考え、ともに動くことができる協働の未来の実現

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

指標	目標値	基準値
人口の社会減	△400人以下 5年（R3～R7年末） 累計	△443人 5年（H29～R3年末） 累計
地区公民館と一体化した 新たな地域運営組織の立ち上げ	9地区（R7年度末）	0地区（R2年度末）
年間観光入込客数	90万人（R7年末）	58.1万人（R2年末）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

琴浦町役場関係部署の自己評価による本計画の基本目標達成状況の評価を毎年度行い、町議会への報告を行うものとする。

(7) 計画期間

計画期間は、2021年（令和3年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画（2016年（平成28年）3月策定。以下、「総合管理計画」という。）の計画期間である20年間において、全体延床面積の15%（2.2万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎地域持続的発展計画（以下、「過疎計画」という。）では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

近年、大規模な災害や新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方への人口分散のメリットや、リモートでの新たな働き方、二拠点生活が改めて注目されている。田舎暮らしへの関心の高まりをとらえ、本町が持つ豊かな地域資源や程々の商業集積を活用し移住・定住者の増を目指す取組が求められる。

本町の生活圏では進学先、就職先の選択肢が都市部と比較して少ないため、特に10代後半から20代の若者の町外への転出が継続している。転出先としては、関西や関東などの都市部や近隣県のほか、県内の市や湯梨浜町への転出も見られる。データを分析し、的確な移住・定住施策が必要となってくる。

本町では失われた人口と町外に流出している所得のそれぞれ1%を取り戻す「ことうら回帰1%戦略」を第2期琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略に位置付け、推進している。町全体でなく9つの地区ごとの人口ビジョンを作成し、住民によるワークショップを開催するなど、町民が手の届く範囲で自分たちのこととして地区単位での人口減少に立ち向かう取り組みを進めている。

イ 地域間交流

移住定住には至らないものの、地域に多様な形で継続的に関わる「関係人口」は、過疎地域における担い手不足等の地域課題の解決や将来的には移住にもつながる可能性があり、若者のライフスタイルの多様化やSNS等による関わり手段の変化（高度化）からも注目が高まっている。

都市部人材との関わりの促進により関係人口を創出するため、町内企業など受け入れ先のニーズに応じたマッチングのあり方の構築など、それぞれのニーズに応じた多様な地域への関わり方を整備する必要がある。

町内でも、コワーキングスペース（異なる職業や仕事を持った人が集まり働けるオープンスペース）やテレワークの環境整備とともに、都市部の副業人材活用に向けた取組も進めていく必要がある。

ウ 人材育成

地域の持続的発展に向けて、地域活動を支える体制づくりのために人材育成、確保が課題となっている。各集落や、集落を超えた広域での地域において、区長や部落役員のなり手がいない、子ども会活動が成り立たない、自主防災組織や総事の参加者不足、祭り等の地域行事の運営が困難といった問題に直面している。

(2) その対策

ア 移住・定住

今後の地域づくりや定住対策等を検討・実施するため現状の把握が必要である。そのため、地区ごとの人口の分析ならびに将来予測を行い、地域の現状と未来を「見える化」し、地域毎の実情・課題・可能性に応じた現状分析・人口推計をする人口ビジョンを作成する。

また、進学・就職で県外に出た若者に対するUターン施策に積極的に取り組むため、結婚や出産・育児といったライフイベントに合わせたUJIターンに対する支援を行うとともに、空き家の有効活用と定住促進による地域活性化を図るため、空き家を登録し情報発信を行う「空き家ナビ」の運用を行う。民間業者との連携により登録件数、成約件数を増やすとともに、空き家ナビを活用した移住促進支援制度を継続する。

コロナ後を見据え、ホームページやオンラインによる積極的な情報発信により、現地に来る回数を減らしながらもきめ細やかに情報提供が可能な体制が必要となる。オンライン会議システムを使った移住相談や、物件写真の改善等による移住定住ホームページの充実、空き家ナビの物件情報の充実を推進する。

そのほか、定期借地権制度により槻下住宅団地、きらりタウン赤碕(県公社販売)の分譲地への若者の移住と定住を推進する。併せて、町外移住者のデータを分析し、必要な住宅行政を検討する。

イ 地域間交流

地域や住民と多様に関わる「関係人口」を創出・拡大し、地域活性化を図るとともに、将来的な移住者のすそ野を拡大する。新たな働き方であるワーケーションの促進や副業を希望する都市部人材と町内企業等とのマッチングを行い、オンラインや地域におけるフィールドワークを通じて多様な関わり方で地域課題解決を行う。

また、関係人口の受け皿となる「ふるさと住民票」を発行し、地域にゆかりのある人など町外の人が、継続して地域と関わるができる取組を行う。関係人口との交流を通して町外の人材の意見を政策に取り入れるなど、町外の住人との新たな関わり方を構築する。

こうした取組により地域外・都市部の住人に本町のファンになってもらい、リピーターを獲得することで継続的な関わりやふるさと納税に結び付けることを目指す。

そのほか、進学や就職で都市部へ転出している本町出身者を中心とした若者へのメール配信やオンライン交流を実施し、継続的な関係性を保つことにより最終的にUターンに結び付けることを目指す。

ウ 人材育成

各分野の第一線で活躍する講師陣を先生として、地域資源や地域の人材を生かした新たな学びや交流の機会を創出し、ふるさとを支え、地域を引っ張るリーダーを育成する。

地域おこし協力隊の活動支援や任期終了後の定着支援、集落支援員の配置による地域づくりの担い手や推進役、又は支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図る。こうした外部人材やUJI ターン者、高校生など若者も含む多様な主体の地域づくりへの参加及び協力を促進する。

地域で学ぶ琴浦こども塾や学校教育でのふるさと学習を取り入れることにより、子どもたちが故郷を愛し地域を誇りに思う教育を推進する。

また、男女共同参画、人権・同和教育等の分野でも住民に向けた研修会を行い、地域の人材育成を行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・移住・定住	【空き家対策事業】 ・空き家家財撤去支援事業補助金 ・賃貸物件リフォーム事業補助金 ・空き家購入補助金	町	
		【移住・定住支援事業】 ・移住者への相談対応 ・移住就職等支援金 ・きらりタウン定住促進事業 ・槻下住宅団地定住促進事業 ・定期借地権設定事業 ・若者・子育て世帯新築奨励金	町	
	・地域間交流	【関係人口創出事業】	町	
		【地域おこし協力隊活動事業】	町	
	・人材育成	【熱中小学校補助事業】 【琴浦こども塾運営委託事業】 【国際交流事業】 ・中学生派遣事業 ・国際交流協会	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である20年間において、全体延床面積の15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ機能の複合化などを行いながら、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の農業は、大山山麓の裾野に広がる肥沃な水田や畑地を利用して、水稻・果樹・野菜・畜産等多様な農産物の生産振興に努めてきた。生産体制の強化・機械の大型化・圃場整備等を行い、積極的に生産基盤の整備に取り組んできたことから、県内屈指の農業どころとなっている。農業産出額は、2014年（平成26年）は86億3千万円であったが、年々増加し2019年（令和元年）は120億円となり、県内第2位となる。特にブロッコリーは作付面積、販売額が増加を続け、遊休農地の有効活用など生産規模拡大で儲かる農業に取り組んでいる。

畜産業では、乳用牛の飼育戸数は減少しているものの、畜産クラスター事業等を活用して規模拡大に取り組む酪農家が増えたことから、経産牛飼養頭数及び乳量は増加している。肉用牛については、飼養者の高齢化などにより、戸数、頭数とも減少しているが、「白鳳85の3」や「百合白清2」といった高能力牛の血統を積極的に導入・保留することで、高単価での販売へとつながっている。

しかし、農業従事者の高齢化と後継者不足による農業従事者の減少、それに伴う耕作放棄地の拡大など、農業をとりまく環境は依然として厳しい状況にある。人・農地チーム会議等により関係機関が緊密に連携し、次代を担う担い手の確保と農地の集積、農作業の効率化・省力化、耕作放棄地の解消・拡大防止を図り、持続可能な農業を目指す必要がある。

イ 林業

本町の面積は13,997haであり、そのうち森林面積は8,401haと総面積の約60%を占めている。森林面積のうち民有林面積は6,560haで、人工林の面積は4,063haで約62%と半数以上を占めている。森林資源の保全のため、これらの森林の適正な施業を推進していくことが課題となっている。しかし、最近の林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、林業従事者の減少、林業経営コストの上昇等に起因し、間伐・保育等が適正に実施されていない森林が増加している。

また、森林施業の集約化が進まず、間伐等の森林施業が効率的に行われていない状況にある。

ウ 水産業

本町の漁業は、県下でも有数の漁獲量・漁獲高を誇る沿岸漁業の主力基地を有しており、特に赤碓港は、県中部地域最大の港湾で、ミネラル豊富な水質にエサにも恵まれた県内屈指の好漁場となっている。

しかし、沿岸漁業を取り巻く状況は、水産資源の減少、漁場環境・磯場環境の悪化、漁

業経費の高騰、そして、漁業就業者の減少と高齢化等、漁業経営環境は厳しい状況が続いている。

エ 商工業

商工業では県内町村でトップの生産・出荷高ならびに事業所数を誇っており、中でも生産高が多い産業は畜産食品業を主要とした食料品で、強みのある分野といえる。

近年は生産年齢人口の減少等により、働き手が不足している。特に専門的・技術的職業、サービス業、介護、建設分野において人手不足が深刻化している状況である。

また、経営者全体の半数以上が50歳代、60歳代で、後継者が決まっていない事業所が約7割という現状があり、経営者の高齢化と後継者不足による事業継続が課題となっている。

さらに、若い世代の県外流出、県外就職が多い中、UJIターン者の起業及び町内在住者を対象とした起業・創業を支援し、時代のニーズに合った新たな事業分野の展開が必要である。

令和2年度琴浦町地域経済循環分析調査によると、食料品を中心とした家計調査では、世帯の食費の消費総額が約42.3億円、域内購入率は72.8%であり、11億円以上の食費が域外へと流出していると推定される。

また、子育て世帯は域外で食料品を購入している割合が高いことから域内購入率の低い世帯への所得の取り戻し対策が必要である。加えて、町民一人一人の意識・理解を深めることが大変重要となっている。また、飲食店等を中心とした調査では飲食店の域内仕入率は、半分を割る47.4%、地元産品利用率は11.9%と低いため、地元産品の利用を中心に改善する必要がある。今後もより一層、地域経済の活性化を図るため、町の特産品や新たな商品等の発信が必要である。

オ 観光又はレクリエーション

観光入込動態調査によると、2014年（平成26年）の71万4千人をピークとして、観光入込客は減少傾向にある。また、2つの道の駅が同調査全体数の86%を占めていることから、道の駅から町内観光地への誘導が必要となっている。

また、山陰道の開通を機に食のブランド化に取り組んできたが、新たな観光資源の掘り起こし不足等により情報発信力、ブランド力が低下しており、再ブランド化による情報発信やインバウンドへの取組が必要となっている。

さらに、観光バスを増やすという成果は出ているものの通過型にとどまっており、町内での観光消費の拡大や自然資源を充実させた滞在時間延長の取組が必要となっている。

このことから、「道の駅を“核”とした町内周遊の促進」、「ブランド力を高め惑星コトウラとして情報発信強化を図ること」、「農畜水産物や地域資源を活用した観光商品の開発を行うこと」が急務の課題となっている。

(2) その対策

ア 農業

本町の農産物の生産振興を図るために、地域の特色を活かした農業振興施策の展開を図るとともに、ブロッコリー、スイカ、ミニトマト、梨、白ネギ等の多様な農産物を活かしたブランド化の推進を行う。

畜産業では、酪農の産地として牛乳生産の安定化を推進するため畜産クラスター事業等で規模拡大に取り組む。また第11回全国和牛能力共進会で肉質日本一を獲得した「白鵬85の3」をはじめ「百合白清2」といった高能力種雄牛による高品質な牛肉の増産を図る。

地域農業のリーダーとなる担い手農業者の育成を推進し、豊かで活力のある、魅力あふれる農業の実現に向けた施策を講じる必要がある。農業従事者の高齢化・後継者不足という課題を踏まえ、集落単位等で行う人・農地に関する話合いを通して今後の地域農業を担う中心経営体を確認し、担い手として位置付けられた経営体を中心に規模拡大、生産性向上、農地集積等に向けた各種支援を行う。併せて、新規就農者の確保に向けてJA・生産部と連携して研修の受入等支援体制を整備し、農業研修生宿泊施設を活用しながら新たな担い手の確保を目指す。

国・県の補助事業を活用した耕作放棄地の解消を行い、農業従事者の高齢化・減少によって年々増加する耕作放棄地の拡大防止と担い手の農地確保を推進する。

また、農作業の効率化・省力化を図るため、機械化の支援やスマート農業の検証・情報発信を行い導入に向けた推進を図る。

イ 林業

森林施業の集約化を図り、作業道等の路網整備など、より効率的な施業を推進する。また、森林所有者、森林組合等と協力し林業従事者の育成に努める。

ウ 水産業

漁業研修制度を行い、新規就業希望者の受入を行う漁業者及び養殖業者に対し、研修に必要な事業の助成を行う。

エ 商工業

商工業の振興を図るため、2019年（平成31年）に琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定し、中小企業施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、令和2年度から令和6年度までの基本計画を策定し、時代のニーズに合った起業・創業を支援する等の商工施策に取り組んでいく。

人手不足解消を図るため、公共職業安定所「しごとプラザ琴浦」を役場敷地内に設置し、求職者及び事業所の職業相談及び就職支援を行うとともに町独自の合同求人説明会及び求職者セミナーを実施する。

また、基本計画の重点柱としている地域内経済循環の促進を図るため、効果的な施策に取り組んでいく。地域に入ってきたお金をなるべく地域内で多くの人の手に渡り循環することが地域経済を活性化する上で重要と考えるため、町民等に対し「地域内で買う」ことの重要性を認識してもらうよう「バイ ローカル運動」の啓発を行う。さらに、地元の飲食店と生産者を繋げるマッチング事業の支援を行うことで、飲食店の地元産品利用率向上に努める。

加えて、地域の特性を活かした琴浦ブランド化の推進、販路開拓に対する支援を行うことで、琴浦産品の競争力を高め、産業の更なる発展を図る。

オ 観光又はレクリエーション

人を地域の中に呼び込む観光を展開し、町産業全体の活性化につなげるため、「稼ぐ観光で町産業全体の底上げを図る！！」を基本方針として、令和2年度から令和6年度における、琴浦町第2次観光ビジョンを策定し、観光施策を推進する。

その中で、3つの重点プロジェクトとして、「道の駅を“核”として町内周遊を促進」、「まちのリブランディングにより情報発信を強化」、「農畜水産物や地域資源を活用した観光商品を開発」を掲げて、観光施策を推進する。

特に、道の駅の機能強化において、2つの道の駅の役割分担、連携強化、物産館ことうらのリニューアル、指定管理者制度の導入、観光案内所の機能強化、老朽化が進んでいる赤碕ふれあい広場の遊具更新や道の駅ポート赤碕の施設更新を行うなど、道の駅を起点とした地域内の周遊などにより地域の活性化を図り、コロナ後に備えたインバウンドへの取組を行う。

また、琴浦ブランドの創出において、若手職員を中心とした惑星コトラウ TNG プロジェクトを立ち上げ、「小さいくせに ぜんぶある。惑星コトラウ」をスローガンとして、ホームページや SNS での情報発信など様々な施策を行う。

なお、自然・歴史を活かした観光振興においては、新たな指定管理者が運営する一向平キャンプ場において、利用者等が増加しており、今後もさらなる情報発信の強化やサウナを活用した体験型観光商品の造成等による観光客の増加を目指す。

※上記ア～オの施策については鳥取中部ふるさと広域連合を構成する倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町をはじめとした他市町村との連携を図り、農林水産業の振興や地域経済の拡大、地域資源を活用した観光プランの構築等を進める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 ・ 農業	【農地耕作条件改善事業】	町	
		【農産漁村地域整備交付金】 ・ 農業基盤整備促進事業	町	
		(県営) ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業	県	
		(県営・団体営) ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業	町	
	(9) 観光又はレクリ エーション	【赤碕ふれあい広場遊具リニューアル 事業】 【道の駅ポート赤碕施設更新事業】 【一向平キャンプ場森林体験・交流セン ター整備事業】	町	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ 第1次産業	【農業振興対策振興事業】 ・ がんばる農家プラン事業	農業者	
		【野菜振興対策事業】 ・ 鳥取型低コストハウスによる施設園芸 等推進事業 ・ 産地生産基盤パワーアップ事業 (スイカ、ブロッコリー)	J A	
		【機構中間保有地再生活用事業】	農地中間管理 機構	
		【スマート農業推進事業】	町	
		【畜産振興対策事業】	町	
		【就農条件整備事業】	農業者	
		【土地改良区運営補助事業】	土地改良区	
		【林業振興対策事業】 ・ 緊急間伐実施事業	森林所有者等	
【森林病虫害等防除事業】 ・ 松くい虫特別防除事業		町		

		・ナラ枯れ被害対策事業		
		【水産業振興対策事業】 ・漁業近代化資金利子補給事業 ・栽培漁業地域支援対策事業 ・持続可能な栽培漁業推進事業	漁協	
		・漁獲共済掛金軽減事業	全国合同漁業共済、漁協	
		・水産多面的機能発揮対策事業	藻場保全活動組織	
		・漁業研修事業	養殖事業者 漁協	
		・ウニ被害藻場緊急回復対策事業負担金	県	
	商工業・6次産業化	【商工業の振興事業】 ・商工会補助金 ・起業支援補助 ・小規模事業者経営改善資金利子補給補助金 ・事業承継・引継ぎ啓発事業	町	
		【雇用確保事業】 ・未来人材奨学金返還支援補助金 ・雇用確保（HPリニューアル等支援）	町	
	観光	【観光振興事業】 ・観光協会運営補助金 ・コトウラ観光産業化プロジェクト事業 ・観光情報発信業務委託料 ・観光看板等整備	町	
		【船上山管理事業】	町	
		【道の駅管理運営事業】 ・道の駅ポート赤碕管理運営負担金 ・道の駅琴の浦清掃委託料	町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
琴浦町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	2021年（令和3年）4月1日～ 2026年（令和8年）3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「産業の振興」計画のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である20年間において、全体延床面積の15%（2.2万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 電気通信施設等情報化のための施設

行政及び防災などの広報については、町内全域に屋外拡声子局を整備しているほか、全戸に戸別受信機を貸与しており、確実に防災情報、行政放送を届けられる仕組みを構築している。また、ホームページや SNS を活用した情報発信も行っている。令和 3 年度からは、スマートフォンにアプリを登録すれば防災緊急情報を確認することができる町内防災情報配信アプリ「コスモキャスト」を導入し、屋外拡声器が聞き取りづらい場所や町外でも防災情報を確認できる環境整備を行った。しかし、防災緊急放送のみ配信しているため、通常の行政放送はアプリで確認できない状況である。また、音声のみで配信しているため、耳の不自由な方が防災緊急放送等を確認できるよう整備が必要である。

情報格差の問題については、平成 29 年度に町内全域に光ケーブル網を整備し、超高速ブロードバンド (FTTH) の利用が可能となっている。光ケーブル網の運営方法については、公設民営の形式をとっており、ケーブルテレビ放送、ネット通信サービスについては地元ケーブルテレビ局 (鳥取中央有線放送 (株)) がサービスの提供を行っている。

令和 2 年度現在において、ケーブルテレビ放送の加入率は 76.28% と高い加入率となっており、安定したテレビ視聴ができる環境が整っている。

携帯電話については、生活に身近な物となり災害等での伝達手段として有効である。町内では 2008 年 (平成 20 年) まで通信のしづらい不感知地域 (上中村) が存在していたが、情報通信格差是正事業 (移動通信用鉄塔整備事業) により、町が通信用鉄塔を整備し KDDI がサービスを提供することで不感知地域は解消された。

(2) その対策

ア 電気通信施設等情報化のための施設

情報通信網については、過疎地域における安全、安心、利便性を確保し、地理条件の不利性を克服する上で効果的な社会基盤であり、地域の実情に応じた基盤整備を促進する。町内全域に整備された光ネット回線を活用して日常生活はもとより、保健、医療、福祉、教育、文化、防災など町民生活に係わるあらゆる分野での利便性向上を図ることが重要である。

日常生活においてはテレワークやオンライン会議、スマートフォンの利用等、住民の情報活用能力の向上を図る必要がある。特に高齢者ではデジタル技術を使いこなせる方と、そうでない方の「デジタル格差」の解消が重要な課題となっている。高齢者のインターネット利用、デジタルデバイスの活用を促進、支援し、ICT の発達した社会に誰一人取り残さない人に優しいデジタル化の進んだ地域づくりを行う。

また、行政手続きではマイナンバーカードやソーシャルメディアを用いた各種届け出

や申請のオンライン化、税金や手数料納付のキャッシュレス化など、デジタルを活用した業務の効率化、省人化を推進する。防災情報配信アプリについては、現在緊急放送のみを音声で配信しており、通常の行政放送の配信と耳の不自由な方のための文字配信が課題となっているが、今後はソーシャルメディアを活用し、音声並びに文字によって配信することで、より確実に防災行政情報を住民に届けることができるよう整備していく必要がある。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	・防災行政用無線施設	【防災行政無線システム維持管理事業】	町	
	・その他	【光ケーブル施設維持管理事業】	町	
		【光ケーブル施設改修事業】	町	
(2)過疎地域持続的発展特別事業				
・情報化	【ソーシャルメディア活用事業】	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である20年間において、全体延床面積の15% (2.2万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 町道

町道の整備は町民の生活に必要な不可欠な社会基盤となるが、過疎化の進行により様々な課題に直面している。

道路管理及び橋梁管理のために長寿命化計画を作成しているが、事業を行うに当たり、財源の確保が困難になりつつある。また、高齢化等により地元での道路管理が年々困難になり、道路管理者に対する管理の要望が増加している。

町道橋は町内に 166 橋あるが、老朽化が進んでおり、計画的に修繕を行うものの膨大な事業費が見込まれる。橋梁修繕には専門的知識が必須であり、職員では監督が困難である。

そのほか、町有除雪車の老朽化が進み、修繕費用が増加している。除雪機械は特殊であり、業者が所有するのは困難なことから、今後は計画的に機械の更新を行っていく必要がある。

請負業者の減少、作業員の高齢化等による担い手不足が今後懸念されるため、担い手確保についても検討が必要である。

イ 農道・林道

農道及び林道の整備は、活力ある産業経済の発展や住民生活の向上などまちづくりの基礎として非常に重要な役割を担っている。農産物等の流通を効率的に行うため、広域的な役割をもった農道の保全を図る必要がある。

老朽化が進んでいる農道橋梁については、適切な点検・評価などを実施し、計画的な維持管理を図る必要がある。

また、間伐材を搬出するための林道、作業道の整備が必要となっている。

ウ 公共交通

本町では、2008 年（平成 20 年）5 月より町営バス（自家用有償旅客運送：市町村運営）を運行しているが、その利用者数は平成 24 年度の 11 万 2 千人をピークに、令和 2 年度は 5 万 3 千人までに減少している。この要因は、町全体の人口減少、免許を保有していない年齢層（主に高齢女性）の減少、小学校統合によるスクールバスの導入にある。

また、平成 30 年度には、運転手不足を背景にそれまで町営バスの運行を委託していた交通事業者より事業撤退の申し入れを受け、町営バス事業存続が危ぶまれる事態となった。その後、町内の運送事業者の一部路線の委託を行うことで令和元年度からの 3 年間の運行を確保することができたが、運行経費は増加し継続運行が困難な状況が続いている。

現在、町では効率的で持続可能な地域交通事業のため、有識者による検討会議や住民会議などを開催し、令和 4 年度からの町営バスの運行計画全体の見直しを行った。

また、バス停までの歩行が困難な高齢者や障がい者にとっては、タクシーが通院や買い

物など生活に必要な移動手段となっている実態もあり、バスだけでなくタクシー事業存続に向けた取組も求められている。

こうした中、特に中山間地域では、地域でのワークショップやアンケート結果から免許返納後の移動手段に不安を感じる声が多くあり、大きな課題となってきた。町営バスの効率的な運行や料金等による見直しとあわせて、地域で移動を支え合える共助交通の推進など生活交通を確保するための仕組みづくりを進める必要がある。

また、JR山陰本線の駅舎も老朽化が進み、無人化となる中、駅舎の存続を含め維持管理の方法が課題となっている。

(2) その対策

ア 町道

琴浦町道舗装等修繕計画、琴浦町橋梁長寿命化計画を策定し、予防保全の観点から舗装、橋梁等の長寿命化、維持管理コストの縮減を図るとともに、予算の平準化を図る。

また、道路等の地元管理を推進するため、修繕に係る機械代や材料費の助成を行うほか、自主的に土木愛護団体を結成し、清掃・除草・植栽管理等の愛護活動を実施する集落に交付金を支援する。地元要望への対応については、緊急性や必要性を考慮し対応する。

職員で監督が困難な工事については、鳥取県建設技術センターに技術支援を委託する。

除雪作業に関する課題については、除雪車の更新を計画的に行うとともに、除雪作業員の担い手確保のため、除雪車運転に必要な免許取得にかかる費用の一部を助成する。地元集落が自主的に行う除雪活動に対し、機械代や燃料費等の支援を行う。

イ 農道・林道

農道は、農業生産基盤として農業振興における重要な役割を担っている。

農道橋梁については、損傷の早期発見や計画的な維持管理を行うことが求められており、適切な点検・評価に基づく計画的な維持管理を実施することで道路網の安全性・信頼性の確保、地域住民の安全・安心な暮らしを実現する。

また、林道及び作業道については、必要性を考慮しながら整備を行う。

ウ 公共交通

日常生活に必要な移動を確保するためには、効率的で持続可能な地域交通とすることが必要であり、令和4年度からの3年間について、次の方針に基づき町営バスを含めた地域交通全体の見直しを行う。

- ①スクールバスとの混乗利用による効率的な町営バスの運行
- ②利用者の少ないバスの減便
- ③地域毎での移動を支える仕組みづくりのため、共助交通を推進
- ④交通空白地におけるタクシー助成制度の実施

また、令和7年度の契約更新に向けて新たな地域交通体系を検討していく。

これらの取組を通じて地域の移動を確保することにより、コミュニティの強化と安心して暮らすことができる地域づくりを推進する。

駅舎についても地域でのワークショップを行い、駅舎整備をはじめ利活用の方法について検討を行っていく。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 ・道路	【町道、道路施設等維持修繕事業】 ・町道松谷種畜場線舗装修繕工事 ・町道下市出上線舗装修繕工事 ・町道出上16号線舗装修繕工事 ・町道一向線舗装修繕工事 ・町道笠見二号線舗装修繕工事 ・町道みどり園線舗装修繕工事 ・区画線設置工事 ・道路照明灯LED更新工事 ・町道街路樹剪定工事 ・町道赤松線横断溝改修工事 ・町道岩本線法面修繕工事 ・下伊勢地区道路拡幅工事 ・町道逢東下大江線路肩拡幅工事 ・町道筥津国主線路肩張コンクリート打設工事 ・町道的場立道線路肩修繕工事 ・町道光好線道路拡幅工事 ・赤碓駅南地区浸水被害防止対策測量設計業務 ・赤碓駅南地区浸水被害防止対策工事 ・町道森藤伊勢野線舗装修繕工事 ・町道平和開拓四号線舗装修繕工事 ・町道八橋団地1号線舗装修繕工事	町	
		【道路改良事業】 ・町道小学校松谷線道路改良工事測量設計業務	町	

	<ul style="list-style-type: none"> ・町道佐崎線道路改良工事 ・町道立子大熊線道路改良工事 ・町道出上 11 号線カラー舗装工事 ・町道桜ヶ丘住宅線、高野線、山川部落 2 号線道路改良工事測量設計業務 ・町道野井倉市内線道路改良工事 ・町道八橋小学校線道路改良工事 ・町道小学校松谷線道路改良工事 ・町道山田東山田線道路改良工事測量設計業務 ・町道立石台街路 1 号線道路改良工事 ・町道笠見一号線道路改良工事測量設計業務 ・町道駅前八幡線道路改良工事 ・町道桜ヶ丘住宅線、高野線、山川部落 2 号線道路改良工事 ・町道山田東山田線道路改良工事 ・町道笠見一号線道路改良工事 		
・橋りょう	【橋梁修繕事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・坂ノ上橋橋梁耐震化工事 ・佐崎橋、釈迦平橋橋梁修繕工事 ・成美橋橋梁修繕工事調査設計業務 ・上法万橋高欄修繕工事 ・ゴリン橋橋梁架替工事 ・成美橋橋梁修繕工事 ・町道鋤上野線橋梁耐震化工事 	町	
・その他	【除雪対策事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・町道の除雪委託、機械の借上 ・地域の除雪活動へ補助金交付 ・除雪車の整備、更新 	町	
(2)農道	【農村整備事業】	町	
(3)林道	【林道整備事業】	町	
(5)鉄道施設等 ・鉄道施設	【駅舎整備・活用事業】	町	

	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業	・公共交通	【町営バス・スクールバス運行事業】	町	
			【交通空白地生活交通確保事業】	町	
		・交通空白地タクシー助成事業			
		・交通空白地有償運送事業運営補助金			
		・移動支援自動車保険料補助事業			
	・交通施設維持	【町道舗装等修繕計画更新事業】	町		
		【町道橋梁定期点検事業】	町		
【農道橋りょう定期点検事業】		町			
【林道橋りょう定期点検事業】		町			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である20年間において、全体延床面積の15%（2.2万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

本町では安心・安全な水道水の安定供給に努めてきた。しかしながら、水道施設の多くは、昭和40年代の建設・拡張期から既に法定耐用年数を経過した施設が多く、更新のピークを迎えており、改修・更新に多額の費用が必要となる。

これらのことから、琴浦町水道事業ビジョン（経営戦略）による投資・財政計画により、計画的に水道施設の更新整備を行うとともに、県や他の市町村との連携による経営の共同化や施設の統廃合など広域的な取組を検討し、将来に向けた持続可能な事業運営が求められる。

東伯地区において水道事業とは別に、地域が独立して管理運営している専用水道及び飲料水供給施設が10カ所ある。水道施設は既に耐用年数を経過しているが、高齢化及び人口減少により収益が減少しており、今後施設修繕や運営、または町水道への編入等について検討が必要となる。

また、人口減少及び節水型社会への移行による水需要の減少から水道料金収入が減少しているとともに、耐用年数の経過により水道施設（管路含む）の更新整備が必要となるため、水道事業経営を圧迫していくことが想定される。安定した水道事業運営のために、水道施設の統廃合や施設・管路のダウンサイジングを含めた見直し、経営の合理化を図ることが急務となっている。

あわせて、上水道の水源地（配水池含む）の常時監視を行う中央監視システムの内、2カ所の通信回線が2023年（令和5年）3月をもって使用できなくなるため改修が必要となる。

イ 下水道

本町の下水道事業は、生活環境の向上、公共水域の水質改善を図るために欠かせないライフラインとして、農業集落排水及び公共下水道の整備を行い、概ね整備が完了した。

しかし、汚水処理施設は供用後20年以上経過し老朽化が進んでおり、今後の施設の改築・更新に多額の費用が必要となることや、人口減少に伴い使用料収入の減少も予測される。

将来にわたり維持管理を適正に行い、安心して下水道を利用してもらうため、「琴浦町下水道事業経営戦略」を改定し、投資・財政計画により、計画的に下水道施設の更新整備を行うとともに、県が主体となり県下全市町村が取り組んでいる広域化・共同化検討会の中で、広域的な汚水・汚泥処理等に取り組むことを検討し、今後の維持管理費を抑制し、持続可能な下水道事業の運営を行うことが求められるが、現在の使用料金だけでは施設の維持管理・耐用年数に応じた施設の更新費用を賄うことはできず、一般会計からの（基

準外) 繰入金に頼らざるを得ない状況である。

下水道の処理施設である東伯浄化センター、赤碕浄化センター、農業集落排水施設、その他管路施設へマンホールポンプを設置しており、これらの施設には機器故障等の異常を通知する警報装置を設置し、インターネット回線を使用してスマートフォンに通知することで随時状態確認が可能となっている。

中には固定電話回線での通知のため役場分庁舎内での確認に限られる場合や、施設に設置しているパトライト発光での通知のため現地に行かなければ状態確認ができない施設があり、警報確認・緊急対応も遅れるため最悪の場合、汚水処理に支障をきたし、道路や宅内に溢れ出すといった事態が発生する恐れがある。

ウ 廃棄物処理

本町においては、13種類の分別収集に取り組んでいる。収集されたごみは倉吉市のほうきリサイクルセンターで中部圏域の自治体が広域的に焼却処理を行っているが、焼却灰等の最終埋立処分場は2038年(令和20年)には一杯となる見込みである。また、本町では住民一人あたりの家庭ごみ排出量が年々増加し、処理費用も増加していることから、さらなるごみの減量化が課題となっている。

これらの問題解決のため、これまでの経済社会システムから脱却し、住民一人ひとりがリフューズ(買わない、断る)・リデュース(減らす)・リユース(繰り返し使う)・リサイクル(資源として再生利用する)の「4R」の意識を持って、地球環境に配慮した資源循環型社会の形成を推進することが求められている。

また、脱炭素社会を実現するため、プラスチックごみの回収・処理も重要となるが、中部圏域には焼却以外の処理施設がないことも課題となっている。

エ 火葬場

琴浦町営斎場は、年間300件前後の施設の利用がある。安心して斎場を利用していたくためには、経年劣化のため空調設備及び火葬炉設備の更新が必要となった。

オ 消防・防災

常備消防として、鳥取中部ふるさと広域連合での広域消防体制で、火災、災害等に備えている。非常備消防として消防団を地区ごとに配置するほか、自主防災組織の結成を促し、共助の取組を支援している。

避難所については、公共施設の老朽化対策に取り組むほか、避難所運営などに必要となる物資の確保を行い、備蓄倉庫での保管を行っている。

人口減少、高齢化による課題として消防団、自主防災組織の維持、存続が困難となりつつある。そのほか、高齢者の行方不明者の搜索等のため、防災無線やその他の広報・周知のための防災無線等が必要不可欠なものとなっている。

消防水利については、防火水槽、消火栓を設置しているが、老朽化の問題も生じている。

カ 住宅

過疎化に伴い、空き家の増加や老朽化した危険空き家等が問題となっている。現在町内にある危険空き家の所有者に対して除却を指導しているが、今後も空き家は増え続けることが予想される。

また、住宅・建築物の耐震化や危険ブロック塀の撤去が進んでいない状況である。工場や飲食店など民間事業主が行う、エレベーターや車椅子用トイレの改修の補助を行っているものの、申請者数は伸び悩んでいる。

公営住宅については、今後、耐用年数を迎えるものが多く、除却等の検討が必要となっている。

キ 公園

公園は、子どもから高齢者まで幅広い世代の生活を豊かにするために必要なものであり、整備を行っている。公園に設置している遊具は、経年劣化が進んでいるものもあるため、安全に利用していただくために毎年度点検を実施している。

ク 河川・水路

水路の老朽化により破損等が年々増加している。高齢化等により地元での河川、水路管理が年々困難になり、河川、水路管理者に対し管理の地元要望が増加している。

(2) その対策

ア 水道

水道事業ビジョン（経営戦略）の老朽化施設の更新及び基幹管路の耐震化更新計画に基づき、旧赤碓町地域の大部分の給水を賄う赤碓金屋配水池と竹内配水池の機能統合をするとともに、上水道中央監視システムの通信回線の改修を行う。

旧東伯町地域において水道事業とは別に地域が独立して管理運営している専用水道及び飲料水供給施設が 10 カ所ある。この地域の水道施設は既に耐用年数を経過していることや高齢化及び人口減少により収益が減少しており、今後の施設修繕や運営がままならない状況にあり、地域の意向により、町水道への編入を検討する必要がある。

今後は、水需要の減少を考慮して、適正規模の施設能力とするため、施設・管路のダウンサイジングや年間工事費の減額や起債充当率の縮減等を行い、水道施設の縮小と維持管理費の軽減を図っていく。

イ 下水道

下水道地域の生活環境の保全のため、長期的に下水道施設を計画的かつ効率的に管理する必要があるため、老朽化した施設の機械・電気設備の更新を行う。

下水道事業経営戦略に基づく農業集落排水の公共下水道への統合、及び下水道事業の財政計画により、財務・経営分析、財政シミュレーションを基に料金見直しを行う。

固定電話回線、パトライトを使用した警報装置から、インターネット回線を使用した警報装置へ取替を行う。

ウ 廃棄物処理

地域から排出される可燃ごみの減量のため、地域から排出される草木（自然に還るごみ）を捨てる土地を町が借上げる。

軟質プラスチックの試験回収の実施等、分別・リサイクルや更なるごみ減量化に引き続き努める。適正なごみ排出の啓発や中部圏域での分別・処理方法の見直し等、中部地区1市4町と鳥取中部ふるさと広域連合とが連携しながら、対策を講じる。

また、不法投棄は、景観や環境に悪影響をおよぼすことから厳しく禁止されており、不法投棄をさせないための継続的なパトロールや環境意識の高揚を図るための啓発活動を行う。

エ 火葬場

琴浦町営斎場の火葬炉設備を年次計画的に更新するとともに、空調機器等の付属設備についても状況を確認しながら整備する。

オ 消防・防災

消防団については人口減少、高齢化による弱体化が懸念されるが、火災時に必要な消防水利の適切な更新や車庫、消防車の更新等による消防団の充実強化策を推進する。

また、自主防災組織の活動を支援することで、人口減少や高齢化する自治会等での支え合う仕組みづくりを行うとともに、防災アプリによる災害情報等の伝達を行い、安心・安全な地域づくりを推進する。

カ 住宅

建築物の耐震化やブロック塀の除却、バリアフリーの補助金のPR強化により制度活用を促す。危険空き家の所有者に指導書・勧告書を送付し、建築物の適正管理を指導するとともに、危険空き家になる前の除却についても補助制度を創設し空き家の増加を食い止める。

耐用年数を迎え、用途廃止した公営住宅は、除却又は、PFI手法の導入や入居者への譲渡などを検討する。

キ 公園

定期的な点検をもとに、必要な修繕や不要となった遊具の撤去を実施する。修繕、撤去

の際には劣化状況のほか、需要調査・地元協議を行い、住民のニーズに沿った対応を行う。

自治会単位で整備された公園は、自治会の活性化のため地元の意向を踏まえ、子どもから高齢者まで利用できる公園を目指し整備する。

ク 河川・水路

地元集落での維持管理を支援するため、修繕に係る機械代、材料費の助成を行うとともに、緊急性や必要性を考慮した地元要望への対応を行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 ・上水道	【竹内地区配水池等整備事業】	町	
		【上水道中央監視システム通信回線改修】	町	
	(2)下水処理施設 ・公共下水道	【下水道整備・更新事業（公共下水道・特定環境保全公共下水道） ・ストックマネジメント ・マンホールポンプ非常通報装置取替	町	
		・農村集落排水施設	【下水道更新事業】 ・マンホールポンプ非常通報装置取替	町
	(3)廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設	【一般廃棄物処理事業】 ・ごみ収集運搬等業務	町	
		・ごみ処理施設管理運営	鳥取中部ふると広域連合	
	(4)火葬場	【琴浦町宮斎場整備事業】 ・収骨室空調設備取替改修工事 ・火葬炉設備等更新事業	町	
	(5)消防施設	【消防水利確保事業】 ・消火栓修繕事業 ・防火水槽修繕事業	町	

		【非常備消防事業】 ・ポンプ車更新 ・消防車庫の老朽化対策	町	
(6) 公営住宅		【公営住宅管理事業】 ・公営住宅の維持管理 ・用途廃止となった公営住宅撤去	町	
(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・防災・防犯		【自主防災活動事業】 ・自主防災組織支援	自主防災組織	
		・支え愛マップ	自治会等	
		【非常備消防事業】 ・消防団装備品 ・消防教育・訓練	町	
		【耐震診断委託事業】	町	
		【震災に強いまちづくり推進事業】	町	
・環境		・資源ごみ回収報償金 ・廃棄物処理 ・軟質プラスチック収集運搬処理 委託事業 ・生ごみ処理機購入補助金 ・海岸漂着物処理	町	
・その他		【下水道使用料金等改定検討業務】	町	
		【簡易水道事業経営認可業務】	町	
		【福祉のまちづくり推進事業補助 金】	町	
		【空家対策事業】 ・空家等除却事業費補助金 ・空き家等実態調査事業	町	
		【公園整備・管理事業】 ・遊具点検 ・遊具撤去、修繕	町	
(8) その他		【河川維持管理事業】 ・別所川河床掘削工事 ・笠見地区水路改修工事 ・福永地区砂防堰堤流末水路改修	町	

		工事 ・福永地区水路改修工事 ・河内川河床掘削工事		
--	--	---------------------------------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である20年間において、全体延床面積の15%（2.2万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

核家族化やひとり親家庭の増加、地域社会のつながりの希薄化などから、子育てにおける保護者の社会的責任、経済的負担が大きくなっている。

全国的に少子化が進む中、本町においても出生数、妊娠届出数の減少は深刻化しており、令和2年度は、年間出生数が初めて100人を下回った。人口推計によると、未就学児及び入園児数が今後大きく減少していく見込みとなっている。特に旧赤碕町地域の子どもの人数が減少しており、将来的には公立園の統合の検討が必要である。

また、ふなのえこども園は、施設の老朽化が進み、施設や機能の不十分さや安全面における不安もあり、新園舎の建設が求められている。

イ 高齢者福祉

本町の高齢化率は36.9%で、2025年（令和7年）には約38%に達すると予測しているが、認知症予防など早くから介護予防施策に取り組み、要介護（支援）認定率は、下降傾向であり、認定者数も抑制気味となっている。

令和元年に実施した高齢者を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、「介護が必要となっても自宅で生活したい」と思っている方が半数以上を占め、「自宅で最後を迎えたい」と思っている方も6割を占めていた。今後、高齢者が安心して地域で最後まで生活を送ることができるように、高齢者を対象とした医療・福祉などの連携や一人暮らし高齢者世帯の増加による地域の支え合いや見守りなどに対応することは重要である。

ウ 障がい者福祉

障がい児・者の自立促進・生活改善・社会参加を増進するため、自立支援給付・地域生活支援事業を実施している。

障がい者の相談窓口として「琴浦町障がい者地域生活支援センター」を2009年（平成21年）から設置し、相談に応じている。そのほか、広域的な相談窓口として中部1市4町で中部障がい者地域生活支援センターに障がい者相談支援事業を委託している。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

子育て世帯の経済的負担軽減と乳幼児期の家庭保育環境の充実等により、保護者の子育ての選択肢を広げることで親子の愛着形成を促進し、出生率の向上を図る。また、不妊治療に加えて安全・安心な妊娠、出産に関する相談や情報提供の充実等、子どもを持ちたいという希望を叶える支援を行う。

子どもと母親の心身の健康を守るため、妊娠期から継続した支援を行い、任意予防接種の一部助成や妊婦健診、産後健診、乳児健診等を実施する。また、健診時に保護者へ育児の助言や子育て支援の情報提供も行い、育児負担感の軽減、困り感の把握に努め、適切な支援へとつなげていく。

未就学児への安定した教育・保育を提供するため、公立こども園運営を行うほか、私立こども園へ教育・保育施設型給付費の支給や子育て支援事業等への支援を行う。

老朽化したふなのえこども園については、地域に開かれた多機能な施設として成美地区公民館と同一敷地内に新園舎を建設することとし、建設に際してはワークショップを開催するなど保護者をはじめとする多くの意見を設計に反映させる。

イ 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた家庭や地域で、元気でいきいきとした生活を送るため、各種施策を総合的に推進する。介護や支援が必要な状態となっても、高齢者自身の意思を尊重し、安心して地域で最後まで生活を送ることができるよう、そろいそろい手帳を普及啓発し町民のニーズを把握するとともに、高齢者が安心して地域で最後まで生活を送ることができるように、医療・福祉等の連携や地域の支え合いや見守りなどの体制を強化し地域包括ケアシステムの構築を目指す。

ウ 障がい者福祉

多様化する対象者のニーズに即し、それぞれが望む生活を実現するために、必要な障がい者福祉サービスの支給決定を行う。

就労等の相談があれば、各関係機関との連携を図りながら対応する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(2)認定こども園	【ふなのえこども園新築事業】	町	
	(8)過疎地域持的 発展特別事業 ・児童福祉	【こども園等運営、子育て支援】 ・保育料・副食費軽減事業 ・公立こども園運営事業 ・乳幼児家庭保育支援事業 ・私立こども園教育・保育施設型給付費 支給事業 ・私立こども園運営費補助事業	町	

		・私立放課後児童クラブ運営費補助事業 【私立こども園大規模修繕事業】	赤碓こども園	
		【子育て世代包括支援センター事業】 ・不妊・不育症治療費の助成事業 ・子どもの予防接種 ・妊婦健康診査 ・産後健康診査 ・乳児健康診査 ・5歳児健康診査	町	
		【児童館運営】	町	
・高齢者・障がい者 福祉		【介護予防教室】	町	
		【介護予防サークル活動支援事業】	町	
		【地域包括支援センター運営事業】 ・介護予防ケアマネジメント	町	
		【エンディングノートの普及啓発】	町	
		【障がい者福祉事業】 ・重度障がい者タクシー料金助成事業 ・作業所等障がい者交通費助成 ・障がい者インフルエンザ予防接種給付費 ・重度在宅障がい者福祉手当 ・自動車改造費・運転免許取得費助成	町	
	・健康づくり	【スポーツ・運動推進事業】	町	
	・その他	【社会福祉協議会運営補助事業】	社会福祉協議会	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である20年間において、全体延床面積の15%（2.2万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 医療と保健

本町においては、内科医院は9院、小児科・内科医院は1院、歯科医院は6院あるものの、山間部から医療機関までは物理的な距離があり、また、入院できる医療機関はなく、安心して医療が受けられる体制の整備が必要である。

医療費については、国民健康保険では被保険者の減少とともに高齢化が進み、後期高齢者医療では今後団塊世代が75歳に到達して後期高齢者が急増する等、高齢者の医療費の増大が大きな課題となっている。増え続ける医療費の問題を解決するには定期的な検診等による疾病の早期発見・早期治療が必要なため、特定健診やがん検診の受診率の向上等に向けて引き続き取り組むことが重要である。また本町は、同規模の近隣地域や県平均と比べ生活習慣病疾患や人工透析者数が多く（町内の有病率：糖尿病（町：47%、県：44%）、高血圧症（町：47%、県：44%））、自らの健康課題を把握し、若い世代からの疾病予防や運動習慣の定着を図ることが必要である。

(2) その対策

ア 医療と保健

健康寿命の延伸を目指し、心豊かで健康に長生きするためにも、働き盛りの若い世代からの疾病予防や運動習慣の定着を図るとともに、健康診査・がん検診受診及び、精密検査の受診の必要性を啓発し、特定健診・がん健診の受診率の向上を目指し、未受診者への働きかけを継続する必要がある。

今後の対策としては、山間部から医療機関までは物理的な距離があり、安心して相談、健康に関する情報が身近で得られる拠点を整備し、ICTを活用することで医療機関等とも相互共有を図り、自己の健康行動を促し地域全体の健康意識の向上に繋げる。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・その他	【各種がん検診】 ・医療機関実施 胃・大腸・肺・乳がん 40歳以上 子宮がん検診 20歳以上 ・集団検診	町	

		胃・大腸がん 30 歳以上 肺・乳がん 40 歳以上 子宮がん 20 歳以上		
		【特定健診及び特定保健指導】	町	
		【健康づくり事業】	町	
		【高齢者インフルエンザ予防接種】	町	
		【高齢者肺炎球菌接種】	町	
		【特別医療費助成事業】	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町の義務教育施設は、小学校5校、中学校2校である。少子化の影響による児童生徒数の減少や施設の老朽化のほか、特別支援学級への入級児童生徒の増加、教員の多忙化等が課題となっている。

誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの実現に向けて国が進めるGIGAスクール構想に賛同し、2020年（令和2年）には児童生徒1人1台のタブレット端末をいち早く導入した。あわせて校内ネットワークの拡充や周辺機器の整備、指導者用デジタル教科書などソフト面の充実を進めている。さらに、教職員の指導力向上に向け、企業等と連携して研修を行っている。

また、地域に愛着を持ち、ふるさとを継承、発展させようとする意欲や態度を身につけた人材を育成するために、地域の自然や歴史、文化、人物などを取り上げるなど「ふるさと教育」に取り組んでいる。

イ 社会教育

社会教育の推進にあたっては、町民一人ひとりが生涯の各期にわたって、学習やスポーツに取り組むことができる環境づくりが必要となっている。

このうち学習提供の場である生涯学習センター、9つの地区公民館では、これまで町民の興味や関心に合わせた教養講座の実施のほか、町民や団体による生涯学習活動などが行われているが、人口減少、少子高齢化など社会状況の変化に伴い、町民が暮らす地域の課題解決に向けた学習の提供や取組を実践できる仕組みづくりが必要となっている。また施設面では建築から20年以上経過した建物が多く、設備も含め老朽化の対処、町民の生涯学習活動のニーズに合わせた改修等の必要がある。

図書館は本館、分館あわせて町内に2カ所あり、約19万冊の資料を所蔵している。生涯学習施設として重要な役割を果たしている。また、現在、図書館には地域の課題解決支援や居場所としての役割が求められている。本町においても多世代が集い、交流を促す施設を要望する声が上がっているため、複合施設としての利点を活かした町民に役立つ新しい図書館を検討している。また、児童生徒の読書活動のために学校図書館が重要であり、本館との連携や施設、体制の充実が必要となっている。

町内の社会体育施設には、東伯総合公園・総合体育館をはじめ、赤碕総合運動公園、農業者トレーニングセンター、武道館、小・中学校体育館などがあり、町民のスポーツ・レクリエーション活動に広く利用され、健康増進や活動者の交流の場として役割を果たしている。しかしながら、経年による施設や設備の劣化のほか、水銀灯の廃止など現在の法令等に合わせた改修の必要があるほか、町民のスポーツ・レクリエーション活動の場とし

て、安全な利用を提供するため維持管理の充実を図る必要がある。また、町民のスポーツ活動については、町スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等を中心にスポーツ大会や教室を開催しているが、これらの自主的な活動を発展させるための運営体制の充実、幅広い年齢層が参加できる内容の見直しや工夫が必要である。

ウ 人権・同和教育

人権尊重の社会づくりに向け、人権啓発教材のTCC番組放映や人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）など、住民の人権意識の高揚に向けた啓発活動を行っている。地域のコミュニケーションが希薄になりつつある昨今、隣保館での地域住民の相談内容は多様で複合化しており、相談への対処が困難になっている。

社会ではインターネットを利用した差別情報の氾濫やいじめ、子どもや高齢者等に対する虐待など、深刻な人権侵害が大きな問題となるなど、町内でも起こりうる人権問題に対応する人権教育が必要となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

地域の将来を担う人間性豊かな人材の育成を図るため、教育内容及び教育施設の充実に努める。

教育内容については、ICTを活用することで、児童生徒の興味や関心を高め、教わる授業から子どもたちが主体的に学び、お互いに教え合い学び合う協働的な学びを実現するとともに、個の特性や能力に応じた個別学習も進めることができるよう、デジタル教材の導入や教職員研修の実施などを進める。

国際社会で通用する人材の育成に向けて、小学校にもALTを配置し、低学年から外国語や外国文化に触れる機会を作るほか、中学生が外国文化を実体験する機会として海外派遣を行う。

学校と地域が連携し、地域に愛着と誇りを持つことで、子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現するために、幼少期から小学校、中学校、高校と継続したふるさとキャリア教育を推進する。

教育施設については、児童生徒数の減少や施設の老朽化に対応するため、定期的な点検と計画的な改修を行うとともに、トイレの洋式化や照明のLED化など、時代に即した施設の整備についても、年次的に計画し実施していく。

イ 社会教育

町民一人ひとりが生涯の各期にわたって、学習を实践できる環境づくりを進めるため、社会教育関係機関、各種団体及び学校と連携を図りながら社会教育の振興に取り組む。また、公民館については、地域課題など新たな問題解決への取り組みを、町民主体で考え、

実践するための場としてまちづくりセンター化など運営方法や組織の見直しを図るほか、それらの活動を行う環境づくりとして施設整備などに取り組む。

生涯学習センターについては、建築から24年以上経過しており、設備の老朽化、現法令で不適合となったホール天井、エレベーターがあるなどのハード面の課題のほか、町民の生涯学習活動のニーズに対応できる施設として改修を検討する。

図書館では書架の充実を図り、本に親しむ機会を提供するとともに、乳幼児から高齢者までさまざまな世代に向けた事業を展開し、町民が図書館へ訪れるきっかけ作りを行う。また、仕事や生活に必要な情報の収集、提供を行い地域の課題解決を支援するほか、本館を中心として学校図書館との連携を図り、司書の配置や図書費の充実により、全町で子どもの読書活動を支援する。

社会体育はスポーツ関係団体との連携ほか、スポーツ指導者の育成など生涯スポーツを推進する体制整備を行い、スポーツ関係行事や教室を充実させるなど、町民がスポーツ・レクリエーション活動へ参加しやすくする取り組みを行う。また、子どもから高齢者までさまざまな世代の多様な活動に供するため、施設や設備の整備を進めるとともに、町内スポーツ関係団体など町民による主体的な活動への移行も視野に、総合型地域スポーツクラブなど運営方法も検討する。

ウ 人権・同和教育

教材研究や講師の選定、TCC 番組やオンラインを活用した研修を取り入れ、幅広い世代を取り込んだ人権啓発を実現する。

また、複合化した悩み事に対応できるよう福祉分野など関係機関と連携し、相談者に寄り添った体制整備を行い地域共生社会を実現していく。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連 施設 ・校舎	【エアコン更新事業】 【防火設備改修事業】	町	
	・屋内運動場	【体育館改修事業】	町	
	(3)集会施設、体育 施設等 ・公民館	【公民館移転・改修事業】 ・社会福祉センター改修事業 ・旧以西小学校改修事業	町	

		<ul style="list-style-type: none"> ・旧安田小学校改修事業 ・成美地区公民館建設（移設） ・赤碕地区公民館整備 ・八橋地区公民館整備 		
	・集会施設	<ul style="list-style-type: none"> 【まなびタウンとうはく改修】 【赤碕ふれあい交流会館整備】 【文化センター施設整備】 	町	
	・体育施設	<ul style="list-style-type: none"> 【社会体育施設管理事業】 ・体育施設利用受付オンラインシステム化 ・社会体育施設のLED化 ・総合体育館トレーニングルームバーコード受付 ・東伯総合公園管理事業 ・赤碕総合運動公園管理事業 	町	
	・図書館	<ul style="list-style-type: none"> 【図書館運営費】 ・図書館環境整備事業 	町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	・義務教育	【少人数学級の実施に関する協力金】	町	
		【ALT 配置事業】	町	
		【進学・就学支援事業】	町	
		【教職員用 PC リース料】	町	
		【小中学校児童生徒用端末リース料】	町	
	・その他	【隣保館運営費】	町	
		【人権・同和教育推進事業】	町	
		【社会福祉総務事業】	町	
		【中学生海外派遣事業】（再掲）	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

個別施設計画に基づき、教育施設の長寿命化を図り、時代に即した施設整備を行うため、

施設の維持管理に係る年次計画を立て、実施していく。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 自治会

暮らし続けることのできる地域づくりのために重要な役割を果たす基礎的単位として、自治会の共助が不可欠である。

本町には154の自治会があるが、人口減少、高齢化により役員のなり手が不足するなど、集落機能の維持が困難になっている。これまでの自治会を中心とした共助の活動が地縁意識の希薄化などにより活気を失いつつある。

イ コミュニティ

人口減少、高齢化が進む中、生活サービス機能やコミュニティ機能等の維持が大きな課題となっている。

町内9地区に設置している地区公民館は、生涯学習講座やスポーツ大会等の社会教育活動を行ってきたが、同時に地域コミュニティ機能の維持においても重要な役割を担ってきた。しかし、今後ますます多岐にわたるであろう地域課題や住民ニーズに対応するためには社会教育機関としての地区公民館の役割だけでは対応が難しい現状がある。一方、自治会単位では区長や役員のなり手がいない、子ども会活動が成り立たない、自主防災組織や総事の参加者不足、祭り等の地域行事の運営が困難といった課題がある。

これらの問題は地域によって状況が様々で全町的な対応が難しく、また自治会単位では対応できないものも多いため、解決にむけて新たな広域的な地域コミュニティの在り方について議論が必要である。

赤碕地区の防災及び文化交流と地域活動の拠点の場である赤碕地域コミュニティーセンター（竣工：2005年（平成17年））の電気設備（キュービクル・非常用発電機ほか 耐用年数15年）が、竣工から16年が経過しており更新が必要となってきた。

(2) その対策

ア 自治会

自治会による共助により安心して暮らし続けることのできる地域づくりのための支援を行う。

イ コミュニティ

地区ごとに作成する人口ビジョンを検証し、地区住民によるワークショップを実施することで、地区に応じた具体的な地域活性化策を検討・推進する。さらに、全町一律で対応が困難な地域ごとの課題や、集落単位で解決が難しい課題に対応するため、新たな地域コミュニティ組織として「まちづくりセンター（仮）」の設置を検討し、住民自らが解決

し、助け合う「共助」の仕組みづくりを行う。

また、地域の拠点としての施設、赤碕地域コミュニティーセンターの設備更新を年次計画的に行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・集落整備	【部落自治振興交付金】	自治会	
		【地区区長会運営費補助金】	地区区長会	
		【コミュニティ助成事業】	自治会 自主防災組織	
		【自治会集会施設整備費補助金】	自治会	
		【赤碕地域コミュニティーセンタ ー電気設備更新事業】	町	
		【集落支援員活動事業】	町	
		【地域づくり事業】 ・地域づくり補助金 ・まちづくりセンター交付金	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である 20 年間に於いて、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 文化振興

本町には国特別史跡齋尾廃寺跡をはじめ、国、県及び町の指定・登録文化財が多く存在する。また、指定・登録文化財のほか、町内にはこれまで地域の方々に守り伝えられながらも文化財としての価値付けがされていない未指定文化財や伝統文化も多い。これらは町の歴史、文化を現代に伝えるとともに、この町で生まれ育った私たちの誇りとなる貴重な歴史文化遺産である。

近年、この歴史文化遺産を取り巻く状況は、過疎化、少子高齢化など社会状況の変化による後継者の不在、維持管理や修理など後世に残すための必要な財政的な不足などが問題となっている。

これらの歴史文化遺産を地域の誇りとしていかにして後世に残し、町の資源としその価値や魅力を発信し普及啓発するなど活用の取り組みは今後の重要な課題である。

文化芸術は、現代に生きる私たちの創造活動であり、表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、共に生きる絆を形成するために必要不可欠なものである。町内においても、文化芸術活動は活発に行われているが、上記の歴史文化遺産と同じく過疎化、少子高齢化などによる活動者の減少、高齢化、練習や発表施設の老朽化による利用停止など活動場所の縮小も課題となっている。文化団体による活動は個々の活動内容が地区にとどまっており、広がりを持った活動を行うために町内で一本化することも検討を要する。また、生活様式の多様化に伴い文化芸術の範囲も多様化しており、文化芸術活動者の実態把握とともに鑑賞、発表、活動の支援に取り組む必要がある。

(2) その対策

ア 文化振興

町内歴史文化遺産については特別史跡齋尾廃寺跡の保存活用をはじめ、調査、保存、活用に努める。また、調査成果や文化財価値の情報発信、普及啓発などの活用を推進させるため、ガイドンス施設の整備や周遊ルートの開発などの取り組みを行う。

また、文化財所有者、管理者が行う維持管理や保存活用、無形民俗文化財の保存団体などの活動や後継者育成を支援のほか、国重要文化財河本家住宅の公開活用を積極的に行っている地元団体「河本家保存会」の活動支援をさらに進める。

文化芸術では、鑑賞機会の提供のほか、発表、活動の場の拡充や支援に取り組み、町民が文化芸術を身近に触れる機会を創出するとともに、文化団体の合同化や活性化、施設の充実も推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振 興等	(1) 地域文化振興施 設等 ・ 地域文化振興施設	【民俗資料館管理】	町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ 地域文化振興	【文化活動事業】	町	
		【町内文化財保護事業】 ・ 特別史跡斎尾廃寺跡出土遺跡調 査事業	町	
		【文化芸術振興事業】	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である20年間において、全体延床面積の15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要となる施設整備等を行う。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

ア 環境

2050年（令和32年）温室効果ガス排出ゼロを目指し、自然環境への配慮や環境負荷の少ない新エネルギーの導入を図ることが重要であり、脱炭素社会・持続可能な開発目標（SDGs）で目指す地域社会の実現に向けた取組みを進める必要がある。

(2) その対策

ア 環境

家庭用太陽光発電設備や木質バイオマスストーブの導入に対する支援を行い、SDGsに掲げられた目標の一つである「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の実現に向け環境負荷の少ない風力・太陽光・バイオマス・小水力発電等の新エネルギーの導入を推進する。

また、地域新電力会社を北栄町、湯梨浜町と連携して設立し、地域内での再生可能エネルギー利用の推進を図るとともに、新エネルギーに対する理解を深めるための啓発を行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・再生可能エネルギー利用	【再生可能エネルギー利用促進事業】 ・家庭用発電設備等設置事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の計画期間である20年間において、全体延床面積の15%（2.2万㎡）を削減することを目標としている。

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかる個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎計画では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。

令和5年6月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	人事
議案番号	議案第65号	議案名	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて		
目的	令和5年7月20日から3年間を任期とする農業委員会の委員13名を任命することについて、農業委員会に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。				
内容	<p>現在の農業委員会の委員（以下「委員」とする。）の任期が令和5年7月19日に満了する。これに伴い、農業委員会等に関する法律(昭和26年3月31日法律第88号。以下「法」とする。)第9条に基づき、下記のとおり委員の募集を行い、14名の応募があった。</p> <p>【募集】</p> <p>○募集期間 令和5年3月14日～4月13日</p> <p>○告知方法 町ホームページ、行政放送、募集要項の設置</p> <p>委員の任命については、法において、下記事項が規定されている。</p> <p>(1) 委員の任命は町長が議会の同意を得て行う。(法第8条第1項)</p> <p>(2) 委員の任命にあたっては、下記の要件を満たすことが必要</p> <p>①認定農業者等が委員の過半数を占める。(法第8条第5項)</p> <p>②農業委員会所掌事務に利害関係を有しない者が含まれる。 (法第8条第6項)</p> <p>③委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する。 (法第8条第7項。青年・女性農業者の登用を求めたもの。)</p> <p>(3) 委員の任期は3年(法第10条第1項)</p> <p>本議案は(1)に基づき、農業委員会の委員13名の任命について同意を求めるものである。なお、委員候補者については、琴浦町農業委員会委員選任に関する要綱(平成29年3月15日琴浦町訓令第13号)に基づき、琴浦町農業委員候補者評価委員会を令和5年5月1日に開催、評価結果に基づき14名の応募者中上位13名が適任だとの評価が出されている。</p>				

記

1 委員

氏名	足立 紀美世 (あだち きみよ)
	石賀 英男 (いしが ひでお)
	伊藤 英之 (いとう ひでゆき)
	潮 智博 (うしお ちひろ)
	久米 繁好 (くめ しげよし)
	小前 茂雄 (こまえ しげお)
	中本 敏彦 (なかもと としひこ)
	幅田 高広 (はばた たかひろ)
	福田 昌治 (ふくだ しょうじ)
	前田 正秀 (まえた まさひで)
	丸山 環 (まるやま たまき)
	村上 隆 (むらかみ たかし)
	安谷 潔美 (やすたに きよみ)

2 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

令和5年6月定例議会 議案概要	担当課	総務課	種別	その他
目的	東伯地区財産区管理委員の任期満了(令和5年6月29日)に伴い、琴浦町財産区管理委員会条例(平成17年琴浦町条例第38号)第3条の規定により財産区管理委員を選任するもの。			
内容	議案第66号 琴浦町八橋財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて			
	氏名	市本 隆(いちもと たかし)		
		天野 健児(あまの けんじ)		
		生田 峰敬(いくた みねのり)		
		亀井 義次(かめい よしつぐ)		
		佐伯 薫(さいき かおる)		
		松田 洋子(まつだ ようこ)		
		松本 淳(まつもと じゅん)		
	任期	令和5年6月30日から令和9年6月29日まで		
	議案第67号 琴浦町浦安財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて			
	氏名	藤本 則明(ふじもと のりあき)		
		大松 悟(おおまつ さとる)		
		村岡 一恵(むらおか かずえ)		
		尾古 俊文(おこ としふみ)		
		前田 正秀(まえた まさひで)		
盛山 明(せいやま あきら)				
小倉 正(おぐら ただし)				
任期	令和5年6月30日から令和9年6月29日まで			
議案第68号 琴浦町下郷財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて				
氏名	光浪 真二(みつなみ しんじ)			
	手嶋 洋暁(てしま ひろあき)			
	香川 誠吾(かがわ せいご)			
	三浦 勝美(みうら かつみ)			
	門脇 正人(かどわき まさと)			
	佐伯 一男(さえき かずお)			
	川本 伸幸(かわもと のぶゆき)			
任期	令和5年6月30日から令和9年6月29日まで			

議案第 69 号

琴浦町上郷財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

氏名	松本 清志(まつもと きよし)
	森上 賢二(もりかみ けんじ)
	渡邊 敦志(わたなべ たかし)
	横山 英明(よこやま ひであき)
	今村 義夫(いまむら よしお)
	岩本 昭一(いわもと しょういち)
	小倉 一君(おぐら かずきみ)
任期	令和5年6月30日から令和9年6月29日まで

議案第 70 号

琴浦町古布庄財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

氏名	杉山 信一郎(すぎやま しんいちろう)
	山本 英明(やまもと ひであき)
	木本 準一郎(きもと じゅんいちろう)
	馬野 彰博(うまの あきひろ)
	橋田 照雄(はしだ てるお)
	横山 浩正(よこやま ひろまさ)
	仲田 克巳(なかだ かつみ)
任期	令和5年6月30日から令和9年6月29日まで

補足事項

令和5年6月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第71号	議案名	琴浦町成美財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて			
目的	<p>琴浦町成美財産区管理委員が1名欠員となったことに伴い、琴浦町財産区管理会条例(平成17年琴浦町条例第38号)第3条の規定により補欠の委員を選任しようとするもの。</p>					
内容	<p>1 概要</p> <p>7名の管理委員を以って組織される成美財産区管理会について、山崎昭壽(やまさき あきとし)委員の辞任に伴い1名欠員が生じているため、補欠の委員を選任するもの。</p> <p>なお、任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 氏名 金平 哲博(かねひら てつひろ)</p> <p>(2) 任期 同意日から令和8年7月22日まで</p>					
補足事項						